

## 令和6年第1回 飯塚市議会会議録第3号

令和6年3月1日（金曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第9日 3月1日（金曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。21番 城丸秀高議員に発言を許します。21番 城丸秀高議員。

### ○21番（城丸秀高）

一般質問のトップバッターということで、皆さんの期待に応えまして、できるだけ短い時間で終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今日は「防犯灯について」お聞きしたいんですが、この防犯灯は私の近所でもよく電気料金とか、そういうのが非常に話題になります。ただ、同僚議員からも防犯灯について地域でよく聞くという話がありますので、今日は防犯灯についてお聞きしたいと思います。

防犯灯とは御存じのとおり、安全対策として、主に住宅地及びその周辺の暗い場所に防犯を目的に設置する照明灯のことですが、昨年9月の一般質問の中で、防犯灯について質問があり、市の防犯灯は約1万2500本、そのうち市管理分が約2700本、地域等管理分が約9800本あるということでしたが、間違いはありませんか。

### ○議長（江口 徹）

総務部長。

### ○総務部長（許斐博史）

間違いございません。

### ○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

### ○21番（城丸秀高）

この防犯灯は、合併前は飯塚市、旧穂波町は行政管理分、地域管理分があり、旧筑穂町は地域管理分のみ、それから旧庄内町、旧穎田町は行政が全て管理していました。合併後2年かけて、自治会等の地域で管理していただく物と、市が管理する者とで区分を整理したということですが、どんな考えで区分し、整理されたのですか。また、市管理分と地域管理分の防犯灯の違いも教えてください。

### ○議長（江口 徹）

総務部長。

### ○総務部長（許斐博史）

合併前には様々な位置づけの防犯灯が混在しておりましたので、平成20年度に各自治会と調整を行いまして、自治会等の地域が設置及び管理する物と、市が設置・管理する物とに区分けをしております。考え方といたしましては、原則、自治会等の地域が設置・管理を行うこととし、自治会境や住宅がないなど、自治会が管理しにくい場所を市が管理することといたしました。また、通学路等の児童生徒の安全を確保する必要がある場合は、市が管理するとの取決めを行っているところです。

市の管理分と地域の管理分の防犯灯の違いにつきましては、設置、修理費等の管理及び電気料等の維持管理費をそれぞれが行うというところでございます。今年度まではリース事業を実施しているため、要望に応じて市のほうで設置等を行い、設置費の一部を分担金として自治会等から頂いておるところでございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

自治会境とか、住家のない所、それから通学路などが市で管理する所で、それ以外の防犯灯は地域管理分ということだと思います。

では、地域管理分についてお聞きしますが、飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例というのがありますが、この条文の中に、受益者は「特に利益を受ける自治会及び自治会類似組織」ということになっています。特に利益を受けるということは、どういうことでしょうか。また、自治会類似組織とは、どういう組織でしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本来であれば、自治会等が設置した物に対しての補助金ということになりますが、先ほどご案内しましたとおり、今年度まではリース事業を実施しております関係で、自治会等所有の防犯灯は市が代行してリース契約を行っており、その金額の一部について、分担金という形でご負担をいただいております。

特に利益を受けるという文言でございますが、自治会等が設置します防犯灯は、自治会等からの要望、自治会内の理由により、特にここに設置したいといった要望により設置をいたしておりますので、自治会等が利益を受けるものと考えております。

また、自治会類似組織でございますが、自治会によっては防犯灯の管理等を隣組に任せておられるところもございますので、隣組を自治会類似組織という文言で整理をいたしております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

類似組織については理解できましたけど、私が受益者について、私がお聞きしたいのは、後で電気料金のところでも出てきますけど、自治会員以外から電気料金を徴収するときに、あなたも受益者ですよということを、どう説明していいのかということでございます。どう思われますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自治会内での防犯灯は、その地域の防犯活動の一環として設置していることをご説明いただきまして、明るく安全な地域づくりのためにご協力いただくということになるかと考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

地域に住んでおられるので、ひたすら協力をお願いするしかないということなんだろうけど、結構トラブルになることが多いということを知っていただきたいと思います。

では、この地域管理の防犯灯の設置の手順を教えてください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自治会等が設置する場合は、まず地域で協議を行っていただき、自治会長から防災安全課に申請をしていただきます。その際に口座振替依頼書も併せて提出をいただき、防災安全課と設置についての協議を行い、設置場所を確定させていただいております。その後、防災安全課から委託業者に依頼を行い、機器の設置、配電作業等を行い、設置完了といった流れになっております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

自治会長から申請をしていただくということですが、現在、自治会加入率が令和5年5月で平均50.17%だそうです。これは年を追って減ってきておりますので、今年5月には、50%を切るのではないかというふうに思っておりますけど、自治会は必ずしも地域住民を代表していないと思いますし、自治会長は自治会に対しての事務を行うもので、そのエリア全体に対して責任を負わないと思いますが、その辺はどう考えられますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

自治会は一定の地域を単位といたしまして、地域の皆様が、自主的、自発的に設立、そして運営している任意団体でございます。地域住民同士の連帯感、親睦を図り、互いに助け合いながら地域課題の解決に取り組むことで、よりよい地域づくりを目指しております。その運営の中で大きな役割を担っていただいているのが自治会長となります。自治会長には、市の行政の円滑な運営を図るため、市事務の一部を委嘱し、市報の配付など住民との連絡調整を行っていただいております。自治会加入者に対します事務が主となりますが、自治会加入促進に向けた取組や、道路、側溝の改善要望、また防災、防犯など安心・安全な環境づくりに向け、自治会エリア全体に対して活動をしていただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

自治会のエリアの防災、防犯などはしていただいているということでしたが、実際、私の近くに自治会員以外の方が家を建てて、引っ越して来られました。周りは真っ暗で、川もあり、小さな子どもがいるので、防犯灯をつけてくださいと防災安全課に電話したところ、自治会が窓口なので自治会長に言ってくださいとのことでした。そこで自治会長に言うと、自治会員ではないので対応できませんと言われましたとのことでした。では、自治会員以外の残り50%、地域で防犯灯の設置を要望した場合、こういうふうに自治会長が断った場合、どうしたらよろしいんでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

防犯灯につきましては、地域の取組、安心・安全に関する取組の一つとして、自治会や隣組に設置場所や適正本数について、協議や管理をお願いしているところでございます。このようなこ

とから、市の窓口におきましては、直接、個人の方がご相談にお見えになった際には、自治会長への相談を行っていただくように対応いたしております。なお、個人で設置したいといったことでのご相談がございました場合には、市として公費の支援等はございませんが、設置が可能である旨は回答いたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

実際、自治会長は相談を受けていて、自治会員ではないのと断っております。自治会員以外の方が相談に来て相談に乗ってくださいというような自治会長との協議はできているのでしょうか。非常に疑問です。どうしても防犯灯を欲しい場合は、自分で設置するしかありませんが、私はやはり安心・安全なまちづくりを目指している飯塚市、定住政策、市外からの移住政策を進めている飯塚市としては、実際に住んでいる人が暗くて危ないと言われているのですから、何の調査もしないで、自治会長に相談してくださいと。丸投げというか、責任転嫁というか、そうではないんでしょうけど、非常に冷たい対応だというふうに思っております。

御存じかもしれませんが、この地域は、最近、家が建ち並んでおり、ほとんどが自治会に入っておりません。先ほど言っているように、自治会が必ずしも地域を代表していないということであれば、今の自治会窓口のやり方が、実情に合っていないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

繰り返しの答弁になりますけれども、防犯灯につきましては、協働のまちづくりの中で地域の防犯、防犯灯、防犯パトロール、防犯広報など地域の安心・安全に関する取組の一つとして捉えております。このことを自治会並びに自治会未加入者の方にもご理解いただけますように、我々としてはご説明をしていくということになると思います。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

自治会によります防犯灯の設置、また子どもたちの登下校時の見回りや地域の美化活動など、安心・安全の確保に向け、様々な活動が自治会において行われております。安心・安全な地域づくりに向けての取組につきましては、地域住民が力を合わせなければ、解決できない問題でございます。

質問議員が言われますように、自治会に加入されていない方のご意見等がございますが、今後も自治会の必要性について、自治会と市が連携を図りながら、自治会加入促進につきましても、粘り強く啓発して、それぞれの地域が自治会として活動が活発になるような形の取組の支援をしていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

私も自治会の大切さは、地域コミュニティー、協働のまちづくりの観点からも、その大切さは理解をしているつもりです。ただ、自治会の加入率が100%に近いなら今までのやり方でいいんでしょうけど、それが50%を切ろうとしているときに、以前からのやり方では、もう合わなくなっているのではないのでしょうか。

では、防犯灯の設置で、分担金条例の中の別表で、分担金は共架式で1万5千円、ポール式で5千円とありますが、これは一部の金額だと思いますが、実際どれぐらいかかるものなのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

設置する場所や状況等によって変わりますので一概には申せませんが、新設で言いますと、1灯当たり平均で4万円から5万円程度になろうかと思えます。また、ポール式の場合は、新設の鋼管柱などを設置することとなりますので、防犯灯とは別に10万円から20万円の費用が追加になると考えられます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

自分で立てようとするれば、それぐらいの金額がかかるということですよ。では、この残りは自治会の負担ということですか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

分担金条例の別表に定めている金額につきましては、自治会等が負担する金額になりますので、例えば新設で5万円かかった場合についても、自治会が負担する額は1万5千円となり、3万5千円は市が負担しているということになります。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

逆ですね。ここに書いてあるのを自治会が支払うということですね。

次に、防犯灯の管理についてお聞きしますが、昨年と同僚議員の質問に対して、リース終了後は一時的に機器の譲渡を受けますが、各自治会へ機器を返還するなど、自治会所有分の取扱いについて未確定となっているとのことで、この懸案事項が最も重要な課題と認識しているということでしたが、その後はどうなっていますか。自治会連合会からもいろいろ要請があったということですが、その点も含めて答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

昨年10月に自治会長271名の方にアンケートを行い、195名から回答をいただいております。LED化については、電球の取替えなどの手間が減ったことや、電気料金が下がったことなどの意見が多く、運営については満足しているとの意見が多く見られました。一方、自治会の加入者が減っている中で、防犯灯の電気代を自治会の加入者のみで負担することは不公平であるとの意見や、自治会加入者の高齢化が進む中、自治会自体が解散などした場合に、防犯灯の管理上の問題も起きるといった意見も寄せられております。このような状況でございますので、最長で令和9年度までは現行と同様の制度で防犯灯事業を継続し、その間に今後の防犯灯の在り方について、自治会連合会防犯部会を窓口協議を行っていくことといたしております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

防犯灯の電球の取替えについては、市がやっていただくということですが、台風等の災害で防犯灯その物が破損した場合は、どうなりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

その場合においても、市が取替え等の対応をすることといたしております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

とりあえず令和9年度までは、市のほうで維持管理はやっていただけるとのことですので、よかったですとっております。

次に、防犯灯の電気料金についてお聞きしますが、防犯灯ですから、当然、そこには電気代が発生します。電気代の支払いはどんな方法でされていますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市が設置しています防犯灯については市の負担で、自治会等が設置します防犯灯については自治会等でお支払いをいただいております。支払い方法につきましては口座引き落とし、または納付書による振込等を行っていただいております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

それでは、地域等の管理分約9800灯の電気代は1年総額で幾らになりますか。その電気代に対して市は助成をされていますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現在設置しておりますLED防犯灯につきましては、10ワットで定額電灯契約をいたしております。1灯当たりの電気料は、1月150円程度であるため、9800灯の年額は1764万円程度になると考えております。電気料についての助成等は行っておりません。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

その1764万円は自治会等で支払っているということですね。では、合併前の防犯灯の電気代の助成はどうだったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

合併前の電気料の補助につきましては、飯塚、穂波地区は設置費のみの補助でしたので、電気料の補助は行っておりませんでした。次に庄内、颯田地区については設置自体を旧町が行っておりましたので、電気料は旧町が支払っておりました。筑穂地区は設置費の補助はなく、電気料のみ5分の3の補助をいたしておったところでございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

庄内、颯田地区では全額補助と、筑穂地区では5分の3の補助だったものを、飯塚、穂波地区は設置費だけの補助で、電気代の補助なしに合わせてきたのは、なぜでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

防犯灯全体のことですが、合併協議の中で、それまでの相違していた取組の基準を合わせる必要があったものでございます。設置している全体本数や設置間隔、また地域の実情を踏まえて、地域の主体的な防犯活動の一つの取組である防犯灯について、地域の要望による設置促進を行いやすくするため、防犯灯の管理費用のうち、その費用の多くを占める設置費の負担軽減を主体とした飯塚、穂波地区の設置費補助に統一したものであると理解しております。これにつきましては、自治体が直接設置する部分に加え、地域にご協力をお願いした中で、協働の考えにより一部補助という形にはなりますが、地域の要望による防犯灯設置に対応したものというふうに理解をしております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

設置費の負担軽減を考えて統一されてあるならば、設置費補助だけではなく、なぜ電気代の助成が全くなかったのか、今でも不思議です。

その支払いの仕方は、集金方式とか、口座振替とか、直接納付とかあると思いますが、どういう方法でなされておりますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

先ほどの答弁と重なりますが、自治会等が設置しました防犯灯の電気料金の支払い方法につきましては、電気会社からの口座引き落とし、または納付書による振込で行われております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

口座引き落としで行うとしたら、それは自治会費とか隣組費からの引き落としということになるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

それぞれの自治会によると思いますが、一般には自治会費や隣組費からの引き落としといったことになると思います。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

自治会とか隣組が納付書で納めることはあまり考えられないので、おそらく口座引き落としが多いんだと思いますが、先ほどもありましたが、自治会費の口座とは、50.17%の自治会員の口座であって、自治会員以外の受益者の電気料金負担は含まれていませんので、そのままにしておけば、その人たちの分まで支払っているということになりますが、その辺はどうお考えですか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

自治会に未加入の方が利益を受けているのではないかといった趣旨のご質問だと理解しております。また、自治会に未加入の人がその恩恵を受けているといった意見があることは、私どももお聞きしておるところでございます。しかしながら、自治会に設置しております防犯灯は自治会

内での必要な場所に設置してあるものと捉えております。市としては、地域の防犯活動の一環として、設置費の一部支援を行っているところであり、自治会加入者、未加入者の区分と捉えるものではございません。地域の安全が推進されているものといったことで捉えていただくよう理解を求めていく必要があるものと考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

考え方としては非常に分かりますが、実際の問題として、自治会費、または隣組費から支払われますので、もしそれが自治会未加入者から集金をしないと、自治会行事等に影響が出る可能性もあります。必要であれば、その未加入者からも集金してくださいということですね。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

これについても各自治会でそれぞれ取組が違いますので、防犯灯の費用については、自治会のほうで別途集金をされているといった自治会もございますし、そうでない自治会もございます。防犯灯につきましては、原則、自治会で管理をいただいておりますので、必要であれば自治会費等と同じく、その地域で集金をしていただくといったことになると思います。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

私の地域で言いますが、実際、隣組長が集金をしております。隣組エリア内には60戸ほど家がありますけど、自治会加入者は26戸しかありません。残りの34戸は隣組長が集金に回っております。日頃のお付き合いもありませんし、新しく来られた方もあります。先ほどお聞きした受益者かどうか分かりません。そういう中で一々説明しながら、集金をしていく大変さがあります。他の地域も同じようなことがあると思いますが、自治会員以外から電気料を徴収しなければならないことに対してどう思われますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

先ほども答弁いたしました、自治会の要望により設置されている防犯灯の電気料でございますので、必要であればその集金はしていただくといったことになると思います。自治会の皆様のご苦勞は十分に理解をしておりますが、自治会費等によって地域の防犯灯事業が成り立っていることを改めて知っていただく機会にもなりますし、自治会加入をお勧めしていただく機会にもなろうかと考えております。相互のつながりの中で、未加入者の方についてもお願いをしていただくといったことしかないのだろうというふうに考えております。ご協力をお願いしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

自治会要望の防犯灯と言われますけど、後から来た人はその要望にも関係していないし、望んでもいないかもしれません。また、今の答弁で自治会加入を勧める機会にもなるとの答弁ですが、そういう機会にはなりません。自治会の平均加入率は、令和元年が57.1%、2年が55.64%、3年が54.28%、4年が52.4%、5年が50.17%だそうです。交流センターには、「自治会に 入って安心 助け合い」の横断幕があります。飯塚市は自治会加入を勧めているにもかかわらず、どんどん加入者は減り続けています。

その理由については、同僚議員の質問の中で、主に若い世代が自治会に加入していない。それは、忙しい生活スケジュール、自治会に加入するメリットが感じられない、コミュニケーションが煩わしいなどが答弁されております。

私は加入率が年々下がっているのはそれだけではないと思っております。核家族化が進み、高齢者の家庭が増えている関係で、自治会の役員になる煩わしさも大きな理由ではないかと思っております。うちの自治会でも役員は順番制ですが、役員になる1年前、2年前に自治会を脱会される方が多いと思います。

昨年9月の一般質問の答弁で、自治会加入を勧める方法として、自治会加入促進のインパクトのある動画を作成と言われておりますが、それもいいのですが、自治会役員の防犯灯の電気料金徴収のような煩わしい事務を取り除いてやることも、自治会からの脱会を防ぐ重要な施策だと思っておりますが、どう思いますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますとおり、「自治会長または役員をするなら、辞めます」と言われる高齢者の方がおられる。その関係で、自治会長・役員が交代できずに長年続けているというお話はよくお聞きします。この点につきましても、自治会連合会において市報等の配付について協議した経過もございますし、会議開催の在り方について協議した支部もございます。できるだけ負担にならないような取組を検討しておりますが、なかなかそこに至っていないのが現状でございます。

市といたしましても、自治会活動の活性化、また、役員の負担軽減のため、自治会員との連絡、また、各種お知らせ文書等をシステム化することで、今の時代に沿った活動の在り方を支援していく必要があると考えております。そういう関係で、自治会活動を支援するアプリについて、現在、調査・研究をしております。今後も、自治会連合会とともに自治会活動の活性化に向け連携してまいりたいと考えております。

また、質問議員が言われますように、自治会加入率が年々減少しております。我々行政としましても、自治会連合会また各自治会と詰めて協議をしながら、一番大事な部分につきましては、地縁団体であるコミュニティーの非常に重要な組織である自治会をどういうふうに関後運営していくか、活性化していくかということが、重要となると考えていますので、自治会への加入促進に加えて、今後のよりよい自治会活動に向けた協議を引き続き実施してまいりたいと思っております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

防犯灯の設置、管理、電気料金と聞いてきましたが、今の自治会窓口でやるやり方はもう実情とは合っていないと思っておりますし、また、いろいろ矛盾があるのではないかというふうに思っております。また、電気代等の徴収事務が自治会加入率の低下に多少なりとも関係があるのではないかと思っております。

飯塚市が安心・安全なまちづくりを進めていくというなら、その一環として、防犯灯事業に関しては市が全てやり、今まで防犯灯に使っていた自治会費等は、地域で祭りやスポーツ等の行事をしたり、交流できる企画をたくさんしていただき、希薄になっている地域のつながりを取り戻すようにしていただいたほうがいいのではないかというふうに思います。

私が調べた範囲では、兵庫県西宮市、千葉県佐倉市などは地域の負担を軽減するという理由で、自治体直営にするのが望ましいということで直営にしていますし、公益財団法人地方自治総合研究所の「防犯灯の管理」というところでは、「地域の負担軽減」のために、「自治体の直営にすることが望ましいのではなからうか」との見解が示されております。

これはぜひ市長にお聞きしたいのですが、防犯灯事業は市の直営でやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

本市では合併以来、協働のまちづくりの推進を総合計画に掲げ、市民、それから地域の皆さんはもとより、各種団体、事業者等と連携・協力をいただく中で、まちづくりや地域課題の解決に取り組んでいることは御承知のことと存じます。そのような中で自治会等におきまして、地域の安全を確保するため、安全パトロールや声かけ活動など、様々な活動が行われており、防犯灯の設置につきましても、地域の安全・安心に向けた主体的な活動として、その役割を担っていただいているところであります。

市といたしましては、協働のまちづくりや地域コミュニティの活性化を推進する観点から、自治会等の活動支援に取り組んでまいりますとともに、防犯灯の事業のうち、地域が担っていただいている部分につきましては、現行の制度を基本として、よりよい事業の在り方について、自治会等と十分にこれから協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。8番 藤堂 彰議員に発言を許します。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

平素は行政サービスの維持向上にご尽力いただきありがとうございます。通告に従い、ご質問いたします。本日、高校の卒業式とのことで、一旦の区切りを終え、新たな旅路へ向かう彼らにお祝い申し上げます。私もそのまま卒業していくような、晴れやかな気持ちで質問させていただきます。

まず、HPVワクチン接種についてです。子宮頸がんは若い女性になりやすいがんでありまして、国内では毎年1万1千人が子宮頸がんになり、3千人の方が亡くなっております。その数は年々増加傾向にあります。そして、命を落とさなかった人の中でも、1千人の方が30代までに子宮を摘出してあります。令和3年度で福岡県の子宮頸がんの診断者数は1677人です。一生で、73人に1人の割合で罹患すると言われております。飯塚市で計算しますと、約850人の女性が罹患するがんであると言えます。全年齢で見ると、子宮頸がんの死者数は、ほかのがんと比べて多いわけではございませんが、20代、30代後半から40代の罹患率は非常に高くございます。ちょうど出産とも重なることから、マザーキラーとも言われております。

HPVワクチンは2013年4月に定期接種になりましたが、接種後に頭痛、痛み、不随意運動、歩きづらい、物覚えが悪くなるなどの報道があり、2か月で接種中止になった経緯がございますが、その後、2017年に厚生労働省の専門部会で、慢性の痛みや運動機能の障害など、HPVワクチン接種後に報告された多様な症状とワクチンとの因果関係を示す根拠は報告されてお

らず、これらは機能性身体症状と考えられるとの見解が発表されています。2016年にも、厚生労働省の研究班が同様の研究結果を出しており、2015年に名古屋市で行われたアンケート調査でも、多様な症状とHPVワクチンとの因果関係は証明されなかったという報告がございます。

積極的接種の呼びかけの中断の影響もあり、接種率は70%から1%未満まで落ち込みました。そのことから、大阪大学の上田 豊講師は、接種率が下がったことにより、1日に3人が亡くなっていると試算しておられます。HPVワクチンは、日本産婦人科学会も科学的知見に立って、ワクチン接種を推奨しておりますし、最近では、同僚議員の質問にもあるように、男性への定期接種の呼びかけの動きもあり、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会はHPVワクチンの男性への定期接種化を国に要望している状況でございます。効果と安全性を加味して、専門家からの需要も高まってきていると思います。それを理解した上で質問いたします。

改めてHPVワクチンの概要についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

HPVは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、子宮頸がん患者の90%以上で見つかるウイルスであり、HPVが長期にわたり感染することでがんになると考えられております。HPVワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種といたしまして、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象に、公費により接種することができます。

また、平成25年4月にHPVワクチンが定期接種化されてから、接種部位以外の体の広い範囲で持続する疼痛等が報告されました。これを受けて、接種希望者の接種機会は確保しつつ、適切な情報提供ができるまでの間は、積極的な勧奨を一時的に差し控えられていました。このHPVワクチンの接種の積極的勧奨を差し控えられていた間に、定期接種の対象であった方々の中には、HPVワクチンの公費での接種機会を逃した方がいらっしゃいます。こうした方に公平な接種機会を確保する観点から、定期接種の対象年齢（小学校6年生から高校1年生）相当を超えて、改めまして、公費で接種の機会をキャッチアップとして提供しております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

では、本市の接種率はどうなっていますでしょうか。定期接種対象者及びキャッチアップ対象者別でお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

過去3年間のHPVワクチンの定期接種対象者の実績といたしまして、令和2年度、対象者3230人、接種率は3.3%、また令和3年度、対象者は3335人、接種率は22.1%、令和4年度、対象者は3298人、接種率は19.4%となっております。また、キャッチアップ接種は、令和4年度からとなりますので、令和4年度の実績のみとなりますが、対象者は5052人、接種率は12.7%となっております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

ほかの定期接種ワクチンと比べると非常に低い接種率がうかがえますが、HPVワクチンの接種は、積極的勧奨を控えた時期もあり、接種率が伸び悩んでいる状況がうかがえます。本市での現在の接種勧奨はどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

HPVワクチン接種は3回接種する必要があるございまして、接種完了までおよそ6か月かかります。キャッチアップ接種は来年の3月末までとなっておりますので、キャッチアップ対象者に対しまして、2月下旬に、厚生労働省の啓発資料等を同封いたしまして、接種機会を逃すことのないよう、勧奨通知を送付いたしております。また、9月頃にも、はがきによる接種勧奨を行う予定といたしております。定期接種対象者につきましても、初年度に問診票や資料を送付いたしまして、毎年、接種勧奨のはがきを送付いたしております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

HPVワクチンの接種対象者は小学校6年生から高校1年生ですから、本人への接種勧奨だけではなく、一定数、保護者の方の理解がないと接種率が上がらないと考えております。保護者の方も含めて周知・啓発も必要ではないかと思っておりますが、現在、取り組まれていることをお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますように、小学校6年生から高校1年生の保護者に対しまして周知・啓発を行うことが接種につながると考えています。現段階では本人宛での接種勧奨に啓発資料を同封する、また一般の方向けに市の関係機関や市内各交流センターに啓発資料を置くなど行っております。

今後につきましては、どのような取組が必要か関係部署と協議しながら、正しい情報の周知・啓発に努め、接種を勧めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

最後、要望になりますが、まず、接種率向上のためには、接種者の保護者の方への丁寧な説明が必要かと考えております。過去のセンセーショナルなイメージをお持ちの方に、科学的エビデンスを用いて、専門の先生による講演会や研修会などの場を設けることの検討を願います。HPVワクチン、ヒトパピローマウイルスは、女性の問題だけでなく男性も十分に関係のあることです。教育現場などを通して、当事者も含め、保護者の方など、幅広い方に周知されることを要望いたします。

また、各交流センターで資料を切らしている所もあるかと思っておりますので、改めて設置をしていただく。また、各イベント会場での子宮頸がんについての資料配布であったり、まだまだ我々の日常に根づいておりませんので、積極的な啓蒙活動を通して、正しい知識の周知・徹底を進めていただければと思います。

令和7年度3月で、キャッチアップ接種の公費負担が終了いたします。3月までに公費で打つためには、9月末までに1回目を接種しないといけませんので、大学などと連携をして、入学時に接種を促している自治体もございまして、大学や民間企業など、他機関との多面的な協力も併せて要望いたします。よろしく願いいたします。

続いて、带状疱疹ワクチン接種についてです。最近、製薬メーカーさんがCMを出されており、私も拝見いたしました。お茶の間で見る機会も増えて、予防やワクチンに関して、また、带状疱疹後の神経性疼痛の認知度も、今後、上がってくるのではないかと思います。带状疱疹ワクチン

については、同僚議員より一般質問がなされておりますが、改めて接種の概要についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

帯状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の疾患でございます。体の左右どちらかの神経に沿って、痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが多数集まって帯状に生じる疾患でございます。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。50代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人の割合で罹患すると言われております。帯状疱疹ワクチンには2種類ございまして、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。生ワクチンは1回接種で、費用が7千円から1万1千円程度、不活化ワクチンが1回当たり約2万円から2万3千円程度で、2回接種で4万円から4万6千円程度となります。効果は、生ワクチンが5年から8年程度、不活化ワクチンが10年程度の有効性となっております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

帯状疱疹ワクチンは、発症予防効果も高く、後遺症等も含めた医療費の削減効果も見込めると思います。

以前の一般質問において、公費助成を実施している自治体が増えているという答弁もされておりますが、本市での公費助成についてはどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員の言われますように、本ワクチンに対して助成を行っている自治体は増加しています。特に、今年度から開始しております自治体が多くなっている状況でございます。本市につきましても、他の自治体の実施状況と、また本市の財政状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

最後、要望にはなりますが、私も医療関係で働いておまして、帯状疱疹後の神経性の疼痛で非常に苦しんでいる方々を多く見てまいりました。そこで、先行して予防接種をするというのは非常に効果的ではないかと思ひますし、医療費としても抑制できるのではないかと思ひます。他自治体で先行していることをすばらしいと思ひ反面、健康被害も切り離せない問題ではありますが、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）が副作用の救済制度を設けておりますので、ぜひ、市として検討の材料にいただければと思ひます。正直、国に助成をしてほしいところではございますので、国に要望もしつつ、本市でも、ぜひ前向きなご検討をお願いいたします。

次に、子どものインフルエンザワクチン接種について、聞かせていただきます。その前に、昨日、金子議員も発言をしておりましたが、令和5年12月22日にこども家庭庁が、こども基本法に基づき、子どもの政策を総合的に推進するため、政府全体の子どもの施策の基本的な方針を定める「こども大綱」を閣議決定しております。

こども大綱の使命をちょっと読み上げますが、「常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に捉え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に

入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこと」と書いてございます。

その「こどもまんなか社会」とは何ぞやというところなんですけども、これも長々とあるのですが、要約すると、子どもを中心に考えて、そして、その子育てしている方々の話を聞いて、政策などを考えていきましょうねというところで私は理解をしておりますし、そういう内容だと思います。現在、ほとんどの地区で子どもが少ないと思います。子どもが当たり前にいる時代ではなくなりまして、貴重で大切な子どもたちを、社会として、オール飯塚で、大切に育てていかなければならないと思っております。

その上で、インフルエンザワクチン接種について質問いたしますが、飯塚市では、インフルエンザワクチンは、現在、65歳以上が助成対象で、1回1500円となっていると思います。現在、子どもに対しての助成はございません。そんな中、今年は例年よりもインフルエンザの発生件数が多くなっていると思います。そこで、市内における発生状況について、まずお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

インフルエンザの発生状況につきましては、感染症法におけます定点把握対象疾患でございますが、市内の発生状況につきましては把握はできておりませんが、県内に198か所指定されております定点医療機関の報告によりますと、9月下旬に注意報発令基準となる1医療機関当たり10を超える11.91となり、その後、感染が拡大いたしまして、11月中旬には警報発令基準となる1医療機関当たり30を超える41.44となっております。年明けからは減少傾向となっておりますが、1月下旬より拡大傾向に転じまして、1月下旬には57.36となり、感染が拡大している状況となっております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

感染状況に併せて、本市の学級閉鎖等の状況もいただきましたので、9月が合計5校、5クラス、10月が11校、19クラス、11月が6校、8クラス、12月が3校、8クラス、1月から増えて11校、27クラス、2月が19校、61クラスという状況で、2月末で締めりましたが、感染大爆発であるといった状況になっており、非常に感染が今も広がっているのではないかと思っております。

子どもたちが感染をしますと、当人は当然、欠席になる上、一緒に生活をしている家族への感染拡大や、子どもの看病のために仕事を休まざるを得ない等、少なからず日常生活にも影響が生じます。1月、2月は入試シーズンでございますし、当然、3月になると、卒業式にも影響してくるというところでございます。

関西大学の宮本名誉教授が2019年に、ちょっと大きい数字ですけど、治療費、罹患による生産性のマイナス効果、子どもの世話のために仕事を休まざるを得ない親の収入減によるマイナス効果、国や自治体の公的負担と亡くなった人の葬儀の費用を分析した結果、インフルエンザによる経済損失は6628億263万円と推定されると発表しております。一定、飯塚市でも関係のあることだと思っております。換気や消毒といった一次予防が、一番大事かなと思っております。コロナ禍であると、インフルエンザも撲滅したんじゃないかというぐらい、全く薬が売れなかったです。

その次に、インフルエンザワクチン接種を推奨することも有効であると考えております。定期接種対象者以外の方も任意接種で受けられます。日本小児学会予防接種・感染症対策委員会において、2023年、24年シーズンのインフルエンザ治療・予防指針の中でインフルエンザワク

チンを推奨しております。インフルエンザワクチンはインフルエンザの発症を予防する効果があり、学校での欠席日数を減らす効果も報告されております。また、ワクチン接種により、インフルエンザによる入院を減らした報告もございます。家庭内感染や学校での感染拡大等を予防するためにも、インフルエンザのワクチン接種は有効だと考えますが、本市ではどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

インフルエンザの予防には、まず、流行前のワクチン接種、外出後の手洗い、適度な湿度の保持、十分な休養とバランスの取れた栄養摂取、また、人混みや繁華街への外出自粛、室内における小まめな換気が有効でございます。インフルエンザワクチンの発病防止に対します有効率は60%と報告されておまして、発病を予防することや、発病後の重症化、死亡を予防することに一定の効果があることから、感染予防といたしまして、インフルエンザワクチンの接種は有効であると考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

どの薬剤にも薬害があります。添付文書には必ず副作用であったり注意事項の記載がございます。医薬品は体にとってリスクともなり得まして、ベネフィットとリスクをてんびんにかけて、国、自治体、個人は判断をしていると思います。伴ってワクチン接種にも副作用がございますし、健康被害が生じる場合もあります。健康被害の対応や情報について正しく伝えていくことが重要であり、ワクチン接種のリスクも理解した上で接種することが必要だと考えますが、インフルエンザワクチン接種による健康被害の発生状況についてもお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の令和3年度及び4年度の「インフルエンザワクチン接種後の副反応疑い報告について」によりますと、医療機関からの報告数は令和3年度77症例、そのうち重篤報告34症例、また死亡は4症例となっております。令和4年度につきましては71症例、重篤報告33症例、死亡は5症例となっております。接種回数に対します報告数の割合は、令和3年度0.00015%、令和4年度0.00014%となっております。健康被害の発生状況としましては比較的少ない状況であるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

そんな中、他の自治体では、インフルエンザの任意接種に助成を行っている所もございまして、どのような方を対象として、どの程度助成しているのかもお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

助成を行っている自治体につきましては、生後6か月から12歳まで、また、生後6か月から15歳まで、中学3年生及び高校3年生を対象とするなど、様々な対象がございます。助成額につきましても、1回当たり1千円から5千円までございますが、1千円から3千円を助成している自治体が多くなっております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

対象者の人数や助成額によって、必要となってくる予算が変わってくると思います。大体インフルエンザ接種が平均で1回4千円と考えて、この助成も1千円から3千円が多いと考えると、2千円で、一旦、本市の場合で計算をしていただければと思うんですけども、まず、乳幼児から中学生を対象とした金額、乳幼児から小学生を対象とした金額で、就学前の子どもたちを対象とした予算。最後に、受験生である中学3年生及び高校3年生を対象とした金額を計算して、大体どの程度必要となるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

接種率40%、また、生後6か月から12歳までは2回接種、13歳以上は1回接種という条件で試算いたしますと、まず、乳幼児から中学生を対象とした場合、2387万2千円。次に、乳幼児から小学生を対象とした場合、2097万6千円。そして、就学前の子どもを対象とした場合、822万円。最後に、中学3年生及び高校3年生を対象とした場合には186万8千円となります。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

ただいま、それぞれの条件による概算の必要額をお聞きいたしました。子どものインフルエンザワクチン接種の助成は、経済的な理由で接種を見送っている方への手助けにもなりますし、家庭内感染や学校等における集団感染の予防にもつながると考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

インフルエンザワクチン接種は予防接種法におけるB類疾病に位置づけられております。その目的は、個人の感染予防を主な目的としているものでございます。65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に障がいがある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方を対象として実施しているところでございます。任意接種でも多くの方が接種いただいている状況でございますが、小さな子どもがいる世帯や、受験生のいる世帯など、感染することで大きな影響を受ける方への助成につきましては、先ほどご案内しましたけど、他市の実施状況を参考にしまして、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

選挙時の武井市長のパンフレットに、「未来を担う子どもを育む教育のまち」と書いてございまして、インフルエンザによって、教育現場が一時的に瀕死の状況に陥っております。パンフレットの記載にある子育て支援の充実、子育て世代への経済的な支援にもつながります。この部分を解消できることは、行政の力、政治的判断になってくると思います。市長の公約や今後の施政方針を鑑み、どうお考えでしょうか。ご答弁願います。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

未来を担う子どもを育む教育のまちの実現には、子育て支援の充実が必要でございます。その中でも、経済的な理由で格差がつくことのない施策を展開していくことは、行政の役割でありまして、その実現に向けて、経済的支援を行っていく必要があると認識いたしております。

子どもへのインフルエンザワクチン接種に対します助成につきましても、これから実施してまいります経済的支援において、一定の支援ができるものではないかと考えております。様々なご意見があると思いますので、今後、より効果的な経済的支援について考えてまいりたいと思います。

○議長（江口 徹）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

最後に、2点想像していただきたく思います。

まず1点目に、中学3年生と高校3年生の子どもたちです。この子たちは入試を控えております。その日の結果によっては、今後、50年、60年後の未来が変わってくるのではないかと思います。その入試に関して、お金の有無にかかわらず、フェアに戦っていける環境をつくっていただきたく思います。自分、そして自分の子ども、広くは飯塚市の未来を担う子どもたちの未来が、その1日のパフォーマンスで決まるところであれば、万全の状態を送り出すことが、行政、政治の役目ではないかと思います。予算としては、ご答弁いただきました186万8千円になりますけれども、全額補助の出血大サービスだと、その場合は373万6千円となります。

2つ目に、乳幼児たちへの接種です。こちらは子育て世帯への経済的支援にもなります。13歳以下は2回接種が推奨をされておまして、1回目接種よりも2回接種のほうが、予防効果としても高いデータが出ております。彼らが接種することによって、保育現場や保護者が休んで子どもを見るなど、副次的な被害が小さくなる波及効果もございます。予算としては822万円。12歳までは2回接種が推奨されております。1回分だけですと、その半額の約400万円となります。1回だけでも非常に助かってまいります。インフルエンザワクチンの接種は、接種される年齢が広範囲であることと、一部、高齢者への助成もございますので、接種に対する意識的ハードルは低いと思いますし、コンセンサスが取りやすいワクチンではないかと考えております。

飯塚市は、4月よりこども政策課も新設予定としております。そこで、様々な子ども政策を計画立案してくださると思います。本市においても、こども大綱にあります「こどもまんなか社会」の実現に向けて、一度、子どもに対するインフルエンザワクチン接種について、多角的目線で思案していただけると幸いです。未来への投資を、ぜひご検討願います。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

次に、14番 石川華子議員に発言を許します。14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

通告に従いまして、一般質問いたします。今回は「学校教育における保護者が負担している費用について」と「防災について」、質問いたします。どうぞよろしくお願い致します。

日本の教育費は公的な財政支出の割合が低いと言われておりますが、本市においては、教育や子育ての分野で様々な取組がなされています。ありがとうございます。子育て世帯に支援が充実されている自治体は、子育てする世代の定住者を増やせることを期待できます。昨日の代表質問の中でも言及されておりました。定住者を増やせる、さらに、安心して産み育てやすい環境づくり、子育て支援を充実されますよう、第2子以降の保育料の無償化の次に、直接子どもたちに還元できる経済的支援として、副教材の無償化を検討していただきたく、この質問をいたします。

保護者が負担している費用の種類についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

飯塚市立の小中学校において、保護者に負担していただいている費用といたしましては、給食費、副教材費、学用品費、修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費、災害共済給付掛金、卒業アルバム代等がございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それらの費用のうち、定額であるものとそうでないものについてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

保護者の方に負担いただいている費用のうち、定額なものは給食費、そして災害共済給付掛金となります。これらについては、小学校・中学校の区分がございますが、それぞれの区分で市内共通の金額となっております。それ以外の部分については、定額ではないということになっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

定額ではないものは、学校ごとに金額が違うということでしょうか。理由も併せてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、給食費、災害共済給付金以外の費用についてでございますが、学校や学年により金額に違いがございます。その理由といたしましては、各学校や先生が、その学校や学年に適する学習活動用の教材等を購入していることによるものとなっております。

また、修学旅行費や校外活動費については、各学校の児童生徒数、行程などが違うために金額が異なっているものでございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

保護者の負担金はどのような方法で集金されているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

負担金につきましては、原則として口座振替としております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

集金した負担金の管理はどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、給食費についてでございますが、こちらは市の歳入口座のほうで受入れを行っております。

す。その他の保護者の方に負担していただいている部分については、学校口座に受け入れて、校長、教頭と学校事務職員が連携して管理・出納を行っております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

学校で使用するものについては市費で予算措置されていると思いますが、保護者の負担金は何に支出しているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校全体で共通して使用する紙類などの消耗品や、市内全校で実施する学力テストなどの教育活動にかかる費用については、市が予算措置しております。ご質問の保護者にご負担いただいている費用については、学校独自で取り組むテストや、児童生徒が使用し各自に最終的にお渡しする理科実験セットやマーカー、版画用品等の学習用品に充てております。また、教科書以外で使用する副教材等の購入費用に充てております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

その教科書以外の副教材についてお尋ねします。副教材とはどのような物ですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

副教材は、補助教材とも呼ばれ、学校教育法第34条第4項に規定されており、児童生徒が使用する教科書以外の教材のこととなっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

副教材にはどのような種類があるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

副教材の種類は一般的に副読本、VTR、PCソフトなどが該当いたします。本市においては、各学年で使用するテスト、ドリル、漢字練習帳、タブレットで使用するデジタルドリルなどを使用しております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

教科書以外のデジタルドリルなどの教材は副教材として、その費用は保護者が負担しているということが分かりました。それでは、副教材の選定はどのように行われているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

副教材の選定につきましては、各学校の年間学習指導計画に基づき、児童生徒の学力向上やその学校が伸ばしたい力に結びつく教材を校長が選定し、教育委員会に届け出る流れとなっております。

ます。

また、副教材の選定に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び飯塚市立学校管理規則に基づき、まず、内容が正確で公正であること、次に、学習の進め方にきちんと対応できること、そして、表現が正確で適切であること、この3つの要件を備える物を選定することとしております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

選定に教育委員会はどのように関わっておられますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会は副教材選定に当たって、内容的に問題のある教材の排除や、優れた教材の奨励をすることと併せ、保護者の経済的な負担に対する考慮等が適切に行われているかを確認しております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

教科書以外にデジタル教材が導入されていて、子どもの取り組んでいるタブレットの教材の中にタブレットドリルという物が入っております。タブレットドリルとはどのような物か、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

タブレットドリルとは、1人1台のタブレット端末で使用できる個別学習向けのドリル教材を指しております。本市では令和3年度から導入をしております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

学校から貸与されている一人一人の端末で利用している教材ということですね。

では、タブレットドリルの活用状況について、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校では、授業での活用や朝学習の時間などに使用しております。また、宿題などの家庭学習や夏休みなどの長期休業中の宿題として活用しております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

タブレットドリルを導入したことで、児童生徒にどのような効果がありましたでしょうか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

タブレットドリルは、学力向上はもとより、授業中においても児童生徒の興味・関心の喚起や集中力の維持に活用しております。タブレットドリルを活用することにより、児童生徒は自身に

合った速度で学習することができ、採点機能により間違った部分の確認ができるなど、自主的に学習を進めることが可能となっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

タブレットドリルを導入したことで、先生方にどのような効果があったのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

児童生徒が自主的に学習を進めることが可能となり、先生方はこれまで紙のドリルで行っていた採点をする必要がなくなったこと、また、先生自身で問題を作成しプリント配付する回数を減らすことができ、負担が軽減されるため、授業準備の時間や他の業務を行うことが可能となっております。また、管理ツールで学習履歴を確認できるため、児童生徒それぞれの進捗管理もしやすくなっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは現在、学校が使用しているタブレットドリルの価格について、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校や学年によって異なりますが、小学校でおおむね600円から1600円、中学校でおおむね1800円程度となっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

市内全校、全学年一斉に同一のほかのデジタルドリルを導入する予定がありますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

タブレット端末の導入以降、学校現場から児童生徒個々の学習状況に対応が可能なAIを活用したデジタルドリル教材について問合せがあっておりました。このため、小中学校の先生方で構成する飯塚市小中学校教育DX推進事業中学校区部会連絡会において、教育委員会から提示した複数のAIドリルを検証していただき、その一つを推奨するとの報告がありましたので、小中学校の各校長会において共通導入の検討をさせていただいているところでございます。なお、小学校1年生、2年生への導入については、各学校の判断としております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

検討中のドリル教材は、現在使用している物と、どのような違いがありますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

現在使用しているタブレットドリルは、紙のドリルをデジタル版にした内容となっておりますが、検討中のドリル教材は、AI機能の活用により、児童生徒それぞれの学習状況やレベルに応

じた問題を出題することができるようになっております。また、ユーザーインターフェースも直観的で分かりやすく、ドリルの内容につきましても、AIが学習者の理解度を測定し、つまずきに応じた問題を提供します。また、小学校から中学校までの5教科に対応している。基礎学力から応用問題まで幅広い学習内容に対応している。手書き、並べかえ、リスニング、作図など問題形式が多様である。自分のペースで区切りながら学習ができる。教師がリアルタイムで状況をモニタリングが可能である。教師からの問題の出題、課題配信が容易であるなど、これまでになかった利点がございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

今までのドリル教材に増して、さらに個別最適化された学びが実現できるという教材になるということですね。

そうすると、価格が今までの物より高額になるのではと思われるのですが、検討中のドリル教材の価格について、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

検討中のAIドリルの使用料については、現在、システム開発業者と協議中であり、まだ金額については確定しておりません。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

学校や教育委員会は、副教材を含め、保護者の費用負担が増えないようにどのような取組をされておりますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

先ほど副教材選定の流れについてお答えいたしました。学校及び教育委員会といたしましては、保護者の負担が増えないように選定に当たっては、内容とともにその価格についても十分に検討するようにしております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

副教材を選定されるのは校長の責任の下、子どもたちの状況に応じてしっかり選定していただいているということが分かりました。

それでは、副教材の公費負担をしている自治体がほかにありますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

インターネットなどで調べましたところ、児童生徒全員が共通して使用する補助教材費を全額自治体で負担しているのは、東京都品川区、そして神奈川県海老名市がございました。また、東京都中野区、千葉県いすみ市、大分県日田市、熊本県宇土市では、補助教材費の一部公費負担、または助成を行っているということでございました。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

教育委員会として、公費の負担の検討を進める予定はないか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会としまして、副教材の公費負担を検討したことはございませんが、全額または一部補助を実施している自治体もあることから、情報収集をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

冒頭にも言いましたけれども、今回この質問をさせていただきましたのは、子育て家庭の経済的負担を減らしたいことと、もう一つ、教職員の業務の負担軽減を願ってもおります。新しい物が導入されると現場で混乱が起きやすいものであります。教職員の業務負担の軽減があつてこそ、子どもたちが安心して学習できる環境になります。子どもたちのためにも教職員の業務の負担軽減は切に願います。

そして、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現と、子どもたちが安心して学べる環境づくりには、子育て世帯の経済的負担を軽減する取組が必要だと思えます。また、今回導入を考えられているデジタルドリル教材は、共通導入を検討されているということですので、公費負担を検討していただいてもよいのではないのでしょうか。副教材の公費負担はほかの市町村でも取り組まれております。本市では、「住みたいまち 住みつづけたいまち」を標榜されておりますことから、副教材の公費負担を要望いたします。ぜひ市長のお考えをお聞かせください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育委員会としましては、先ほど申しましたように、まずは先行自治体のほうがございますので、情報収集をしていくとともに、冒頭申しましたように、保護者負担をしていただいている費用については、副教材以外にもその他もろもろの費用がございます。そういった相対的な、今ご負担していただいている負担の中でどうにかやりくりができないものなのか、全体的な負担額を増やさずに見直せるものがあれば見直すべきではないかというふうにも考えますし、また、他の先行自治体を調査する中では、どうしてもこれは経費的な負担も生じますので、その結果に応じて市長部局のほうとも、公費負担ということになるのであれば、協議が必要になってくるものだというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、本市の「防災について」、男女の共同参画の視点からの避難所運営について、お尋ねいたします。

防災を担当する部署の職員数と女性の人数を教えてください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市の防災担当部署といたしましては、総務部防災安全課となります。職員数につきましては、会計年度任用職員を含め12名となっております。これと併せまして、総務部長直轄として任期付職員として防災危機管理監1名を別途に配置をいたしております。なお、そのうち女性の職員

は1名となっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

今後、ますます女性の職員が増えることを期待いたします。

本市のウェブサイトでは避難所運営マニュアル本編、避難所運営マニュアル資料編、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルの資料を検索することができますが、このほかに防災に関するマニュアルにはどのようなものがありますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

ウェブサイト上には、市民の方にも見ていただきたいという趣旨でございますが、申されましたマニュアルが出ておるものと思います。このほか、飯塚市では、災害時、または災害発生のおそれのある場合に、その状況に応じて、飯塚市職員の参集や災害対応など初動措置の手順を記した飯塚市防災初動マニュアルといったものがございます。この初動マニュアルに付随して各所、各役割に応じて、それぞれの職員の対応マニュアルはございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

全てに男女共同参画の視点があるマニュアルになっていますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市避難所運営マニュアルや飯塚市防災初動マニュアルにつきましては、飯塚市防災会議においてその内容の審議を行っており、防災会議には、当然に37名中9名の女性委員が参画しておられます。男女共同参画の視点につきましては、これを踏まえて組み込まれているものと捉えております。

また、先ほど申しました飯塚市防災初動マニュアルにおきましては、初動対応における災害の被害を最小に抑えるよう職員の参集基準等を定めたものでございますが、このマニュアルの中におきましては、市民への接し方といった項目がございます。この部分につきましては、男女共同参画の視点について求めているところでございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは、福祉避難所についてお尋ねいたします。福祉避難所とはどのようなものかについて、お聞きします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

福祉避難所とは、災害対策基本法において、主として高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要するとされる要配慮者のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状況に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設と位置づけられております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

開設基準についてお聞きします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

災害の規模によるものではなく、実際の避難の状況により判断するものと考えております。特に災害時に避難が必要と想定される方は、避難行動要支援者名簿が作成されており、事前にどちらに避難するかを調査しており、家族等の縁者やサービス事業所の利用などがある方はそちらに行かれるなどの対応がされますが、それができない方が避難所に行かれて、その避難所での対応が不可能な場合の対応となることが想定されます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

避難行動要支援者への対応について、市はどのようなことを対応されているのか、お聞きいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

本市においては、飯塚市地域防災計画に基づき、自力での避難が困難であり、避難行動時に真に支援を要する方を対象者とした避難行動要支援者名簿を作成しております。避難行動要支援者名簿に登録する方につきましては、施設入所者等を除いた在宅生活者のうち要件を満たす方で、登録を希望される方について名簿への登録を行っております。作成しました避難行動要支援者名簿につきましては、災害発生前や災害発生時に避難行動に特に支援を要する方に対して早期に避難の判断ができるよう、名簿の情報により本人や支援者に対して電話で状況の確認と情報の提供を行っております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

名簿を精査され、特に支援を要する方に確実に連絡と情報を提供されているということでしょうか。日頃から地域の方、行政が連携し、対応されている仕組みが構築されているのだと思います。引き続き今後も継続していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、防災リーダー研修についてお尋ねします。養成研修はいつ頃から開催されていますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市におきましては、毎年、「防災危機管理態勢強化計画」を作成しており、その主要項目に、自助・共助体制の強化として、地域防災リーダー研修を位置づけております。同研修につきましては平成28年から開催され、これまで8年間実施をいたしております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

各年度の参加者数と女性の参加者数を教えてください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

リーダー研修でございますのでリーダー研修の認定者数でお答えをいたします。平成28年度、認定者数44名のうち女性5名、平成29年度、51名のうち女性12名、平成30年度、認定者数75名のうち女性17名、令和元年度、認定者数57名のうち女性16名、令和2年度、認定者数31名のうち女性8名、令和3年度、認定者数51名のうち女性5名、令和4年度、認定者数60名のうち女性13名、令和5年度、認定者数45名のうち女性13名、これまでの合計といたしまして、認定者数414名のうち女性89名となっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

引き続き、女性の積極的な募集について継続していただきたいと思います。募集についてよろしく願いいたします

飯塚市避難所運営マニュアルには、避難所の巡回警備は男女ペアであることや、女性トイレや女性更衣室は女性が巡回を行うと明記されています。それに加え、福岡県性暴力根絶条例や男女共同参画推進条例が反映されています。担当部署の防災安全課や飯塚市防災会議で審議され、しっかり対応された結果であると思います。今年も出水期を前に飯塚市地域防災計画の検討に入られることと思います。後戻りすることなく、このまま継続していただき、対応する部署や様々な当事者を交え、議論や審議をさらに積み重ね、よりよい体制を築いていくことを要望いたします。どうぞよろしく願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

こんにちは。公明党の奥山亮一です。どうぞよろしく願いいたします。今回は「こども未来戦略」について、お伺いいたします。

まず初めに、こども家庭庁が、子どもの視点に立って、子どもの権利と福祉を守る「こども政策」を強力に推進するために、昨年、2023年4月1日に設置され、「こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援する」と位置づけられており、こども未来戦略（加速化プラン）が閣議決定されました。その中を見ても、まず初めに、妊娠から出産、伴走型相談支援のスタートをはじめ、出産育児一時金の拡大、児童手当の拡充、それから「こども誰でも通園制度」など、小学校入学、中学校、高校入学、大学入学というふうに、あらゆる子ども支援にこども家庭庁が力を入れております。今回こども家庭庁全体での予算も、5兆2800万円の予算のうち、このこども未来戦略に3.6兆円を充てています。そのうち、4歳・5歳児の保育士の配置基準の改善や保育士などの処遇改善のため、1兆6600億円を計上しております。

今回の質問は、保育士の配置基準をどこの自治体よりも本市が力を入れ、子どもの安全・安心を第一優先に、保育士の負担軽減へとつなげるために種々伺ってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最近あまりフォーカスされておりませんが、以前、世間の皆さんが関心のあった待

機児童はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

令和6年2月1日現在で、飯塚市では待機児童はおりません。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

2月1日時点で待機児童はいらっしゃらないということですが、国の基準での待機児童はゼロとのことでしたが、園に入れない子どもがたくさんいます。その結果、保護者の方が就職できないことも少なくないと思います。

次に、申込みをして認定されましたが、園に入れていない未入所児童の数をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

2月1日現在の未利用児童でございますけれども、0歳児で62名、1歳児で21名、2歳児で4名、3歳児から5歳児までがそれぞれ1名ずつで、合計90名となっております。90名の全てのお子様指定園のみを希望されてある方々でございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今90名ということで、少なくはないというふうに思いますが、先ほど待機児童はゼロとの答弁をいただきましたが、全ての園の定員が100%、また、それを超えて受入れをしており、一人も入れないので入園待ちというのが待機児童というふうに思いますが、今の答弁は、指定園のみを希望している方で、指定園以外であれば幾つかの園で空きがあり、入ることができる状況ということだと思います。また、入所希望日が調査日より、これは2月1日ですが、調査日より先なので、待機児童にカウントされず、未利用者になるということだと思います。それにしても、90名の未利用者は多いと思います。今後、転出等で空きも出るかと思っておりますので、少しでも多く子どもさんが幼児教育を受けられるようお願いいたします。

次に、4歳児及び5歳児の公立・私立の保育所、こども園の定員と利用児童数をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

市内の公立・私立の保育所及び認定こども園の保育部の35園の合計で答弁させていただきます。4歳児は定員が622名で、利用児童数は663名となっております。また、5歳児は定員が634名で、利用児童数が696名となっております。どちらも定員より利用児童数のほうが多い状況でございますが、これは各園で弾力的な運用により、定員よりも多く受け入れていただいているおかげでございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今答弁いただきました4歳児・5歳児を合計しますと、定員が1256名、利用者が1359名で、定員に対して108%となっておりますが、4歳児及び5歳児を担当している保育士の数は足りておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

各園とも利用児童数に対しての保育士の配置基準は満たしており、現状、保育士の数は足りているものと考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

分かりました。現在の配置基準の30人に対し1名配置で基準内とのことですが、飯塚市内35園の4歳児・5歳児のクラスを1クラスずつ設置してあれば、全部で1050名の定員になりますが、先ほど答弁された定員の合計から見ると、200名余りオーバーしているということになります。オーバーしている園もあれば、30名を下回る定員の園もあると思います。そこで伺いますが、各保育所の適正な定員をどのように考えてあるのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

各園と言いますか、市の考え方としては、定員は未利用児童が発生しないことが何よりも重要であるというふうに考えて、それに合わせた定員というふうに考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

未利用児が発生しないと、90人おられますけども、皆さんが入園できることがふさわしいんですけども。利用者が定員以上おられるということですけども、そもそも定員を増やすことはできないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

先ほど答弁いたしましたとおり、各園の弾力的な運用により入所できている状況でございます。保育施設の定員につきましては、私立のほう、各園の状況により判断されるものでございますが、今後は児童数自体の減少もあり、定員を増やす傾向は今のところないように感じております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

定員は増えないということ、もっともかなというふうに思います。先ほど、弾力的な運用ということで、その都度入所者が増減し、毎回、市から園にお願いするようになっていたというふうに思いますし、市の担当者も保護者も大変だと思います。今まで様々な協議がされていると思いますが、定員増で固定されるようお願いをしたいと思います。

次に、私立の保育所・こども園から定数を減らすような相談があったときにはどのような対応をされておられるのか、お伺いします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

私立の保育所やこども園から定員を減らしたい旨のご相談があった際には、本市では待機児童はいないものの、未利用児童の数は少なからずおりますので、基本的にはまず現状維持ということをお願いしております。しかしながら、過去2年間、また相談のあった当該年度や翌年度の見

込みで、定員にずっと達していない場合などは、未利用児童が発生していない地域かどうかなどを確認した上で対応しております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

地域、地域で見ておるということでしたが、翌年の入所児童の見込みも影響すると思いますけれども、そもそも認定されていない、申請をしてない児童が50%近くおられるんだらうと思います。そういう子どもさんが今後、入所を希望される場合もあると思います。未確定要素で説得力が弱いと思いますが、現在の定員を維持していただけるように、減らすことがないように、よろしく願いいたします。

次に、保育士不足に対する取組について伺いますが、国や県、市の行政等、保育所等の事業者が大きな課題として位置づける対策を講じていると思いますが、まず、国における保育士不足に係る対策、取組はどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

国における保育士確保対策事業といたしましては、保育士の給与の上昇のために保育士処遇改善加算を行っております。また、来年度から保育士の負担軽減及び保育の質の向上を図るため、保育士の配置基準の見直しが予定されております。そのほかにも、保育人材確保のための総合的な対策として様々な補助事業を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

来年度から負担軽減と質の向上を図る取組が準備されているということでした。

今、学生等がおられると思いますけれども、保育士の就業を希望しない理由で、1位に責任の重さ・事故への不安、2位に就業時間が希望と合わないというのが上位に挙がっております。このような理由を少しでも解消できるよう、保育士確保対策事業を行ったものというふうに思います。ぜひ、潜在保育士、また修学中の学生の皆さんに届くようお願いをしたいと思います。

次に、本市が行う保育士不足に係る対策、取組はどのようなものがあるのか、お願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

本市における保育士確保対策事業といたしましては、保育士就職支援事業、修学資金貸付事業、生活資金貸付事業がございまして、また、保育士の負担軽減につながる事業といたしましては、私立の保育所等が行う4つの事業、保育所等業務効率化推進事業、保育体制強化事業、保育環境改善等事業及び保育補助者雇用強化事業費補助事業に対しての補助を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

様々な対策を講じておられますが、保育士就職支援金制度及び貸付金制度の実績についてお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

保育士就職支援事業につきましては、市内の私立保育園等に就職をした方に支援金を交付する事業で、平成28年度から実施しております。実績といたしましては、平成28年度から令和6年1月までの合計件数が172件で、今年度につきましては14件でございます。

保育士修学資金貸付事業につきましては、県内の保育士養成施設で修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として業務に従事しようとする方に対して、修学を援助するための資金を貸し付ける事業で、平成29年度から実施しております。実績といたしましては、平成29年度から令和6年1月までの合計件数は56件で、今年度につきましては3件ございました。

保育士生活資金貸付事業につきましては、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、常勤保育士として業務に従事する方に対しまして、生活を援助するための資金を貸し付ける事業で、平成29年度から実施しております。実績といたしましては、平成29年度から令和6年1月までの合計件数は48件で、今年度につきましては3件でございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今年度については、ちょっと少ないような気がします。ということは、就職に大きく影響しているんだなというふうに思います。しっかりアピールというか、周知していただければというふうに思います。

先ほど、4歳児・5歳児は定員以上の利用児童が入所しておるということでしたが、現在、飯塚市内35園の保育所において、保育士の配置状況はどのようになっているのか、伺います。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

各園の0歳児から5歳児までの利用児童数に対しての保育士の配置基準は満たしている状況でございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

0歳児から5歳児ということで、今時点での新年度前の配置基準は満たしておるということですから、今後は変わるんだろうと思います。

次に、4歳児及び5歳児の保育士の配置基準の改正が行われますが、国からの文書等の内容を簡単にお願いたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

保育士の配置につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条で基準が規定されており、4歳児及び5歳児の現在の保育士の配置基準では、保育士1名につき30名までとなっております。令和6年度からは保育士1名につき25名までとなります。ただし、経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないということになっております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

30名から25名ということで、保育士さんの負担も軽減されるかなと思います。

次に、令和6年度から保育士の配置基準が、1名につき30名から25名になるわけですが、市内の保育所・こども園への周知は行っておられるのか、また、そのための準備は行っておるの

か、伺います。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

国からの法改正等の通知は届いておりますので、市内の保育所・こども園にはその旨の通知を行っております。また、4歳児及び5歳児の利用児童数が26名以上の施設が影響してきますので、市内には該当する施設が6施設ございます。今後、準備の状況は確認していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

園では、保育士確保と離職率の数值は把握しておりませんが、大きな壁というふうに思います。一緒に保育士確保について知恵を出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今、答弁いただいた今回の配置基準の見直しの背景を調べてみますと、1番目に、各地で保育事故や不適切保育が相次いだこと、2番目に、保護者や保育士の皆さんが切実な声を上げ続けたことなどで、76年ぶりに見直しがされるわけです。新年度を迎えるこの時期なので、採用される側の保育士も、配置基準が見直しされた園には不安がなく来られるのではないかと思います。その意味からも、配置基準についてはどんどんプッシュしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、保育士の確保が困難な状況は、短期間で解消は難しいことがあるかもしれませんが、心配性な私としては、今回の改正により、施設が、保育士確保ができないことなどの理由で、定員の減少を申請したりするような心配はないか、危惧しております。どうぞお答えください。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

市内の私立の保育所・こども園におかれましては、未利用児童の解消のために、常日頃からご協力をいただいております。また、そのための保育士の確保も努めていただいておりますので、保育士の不足だけを理由に、定員の減少を申請されるような園はないものと考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

すばらしい園が多いというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3歳児の配置基準について伺います。4歳児、5歳児と同様に、3歳児の保育士の配置基準も改正が行われるとのことですが、その内容についてお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

3歳児の保育士の配置基準につきましては、現在の保育士の配置基準では、保育士1名につき20名までとなっております。令和6年度からは、保育士1名につき15名までとなっております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今まで4歳児、5歳児の保育について伺ってまいりましたが、実は、この3歳児が園では一番大変であり、また、子どもにとっても貴重な時期ではないかと思います。身体の成長度合いや、

1年間の開きのある誕生日によって、食事の量やトイレまでの付添いの有無など、子どもとの対応が重要な時間だと思いますので、保育を受ける子どもや保護者、また保育士も余裕ができて、安心・安全につながるというふうに思います。そこで伺いますが、市内35園はこの基準で配置いただきたいと思います。市内の保育所・こども園では対応できるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

3歳児につきましては、平成27年度より、既に保育士1名につき15名までの園には、3歳児配置改善加算という措置がされており、令和5年4月の時点では、市内の保育所・こども園の全園がこの基準を満たしておりましたので、令和6年度以降も対応はできるものと考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

もう平成27年から既に15名以下で保育をやっているということですので、保育士の方も余裕があり、保育に十分時間が割けるのではないかとこのように思います。どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、未利用者をはじめ、保育所に入所していない子どもを預かる一時預かり事業の内容について、お願ひいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

一時預かり事業につきましては、主に保育所などを利用されていない就学前のお子様が、保護者の冠婚葬祭や仕事、リフレッシュなどの理由で、家庭で一時的に保育できない状況にある場合に、保育所などで預かりを行うサービスでございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

保育所等での一時預かりが、予約がいっぱいで利用できないという声をよく耳にしますが、急な病気などで子どもを預けなければならない場合は、どうすればいいのかということをよく聞かれますが、その点はいかがでしょう。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

市内で一時預かりを行っている保育所及びこども園の保育部は15施設ございますので、全てが予約で利用できないことはないかとは思いますが、急な病気などで子どもさんを預けなければならない場合、また夜の遅い時間などは、子育て短期支援事業がございますので、その事業を利用していただくことも可能でございます。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

一時預かり事業以外に、子育て短期支援事業があるとのことですが、この事業については周知はどのように行っておるのか、また、事業の内容についてもお願ひいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

まず、子育て短期支援事業の内容についてお答えいたします。子育て短期支援事業につきましては、保護者が家庭で18歳未満のお子様を養育することが難しくなったとき、市が契約している施設で、お子様を一時的に預かりを行うサービスでございます。ショートステイとトワイライトステイの2種類がございまして、ショートステイは宿泊が可能なもので、1回当たり7日以内で利用できます。また、トワイライトステイは平日の夜間、午後5時から午後10時まで、また、休日の昼間、午前7時から午後5時まで預かる事業でございます。委託先については、令和5年4月から2か所に増えております。鞍手乳児院と新たに児童養護施設嘉麻学園の2か所でございます。この事業の周知につきましては、市の公式ホームページや子育てガイドブックのほうに掲載しております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

鞍手乳児院はちょっと遠いでしょうけど、近くに嘉麻学園ということで、どんどん知っていたら、活用がよくなっていくのかなというふうに思います。

次に、こども未来戦略の目玉ともいえるべき「こども誰でも通園制度」について、どのような制度なのか、お願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

こども未来戦略方針の中で新たに掲げられた制度でございます。親が就労しているなどの要件を満たさなくても、誰でも定期的に保育園や幼稚園、認定こども園の施設を利用できる制度となっております。対象は0歳6か月から満3歳未満までとされており、現在、試行しているモデル事業では月10時間を上限に利用することができるものとなっております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

こども誰でも通園制度について、本市はどのように対応していくのか、伺います。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

こども誰でも通園制度の詳細についてはまだ示されておらず、モデル事業を実施し、具体的な制度設計はこれからとのことですので、国からの情報を注視しながら、今後どのように対応していくかを検討していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、巻いて巻いてでお願いいたしたいと思います。

次に、入所手続についてですが、オンライン化とはどのようなものなのか、お願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

令和6年2月5日の新聞報道によるものでございますけど、こども家庭庁は、親の負担を減らすとともに、自治体運営の効率化を高めるために、現在は書面での手続が中心の保育所の入所申

請につきまして、2026年度からオンラインでできるようにするということでございます。また、自治体ごとに異なる申込み内容を統一し、全国でスマートフォンなどがあればウェブ上で手続を完結できる仕組みをつくるということと聞いております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今はペーパーで申込みをされておりますけれども、ペーパーをもらって、また何かシステムに担当の方が打ち込むというような、担当者の方の負担もそこであると思いますが、保護者の方が自宅からスマートフォン等を利用して入れれば、即座に一覧表等もできるかというふうに思います。また、AIを活用すれば、年末等にされる子どもさんの振り分けと言いますか、それもスムーズに終わるといふふうに聞いていますので、こういうオンライン等を活用していただきたいと思っております。

入所手続のオンライン化に向けて、飯塚市はどのように取り組んでいくのか、また取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

市におきましては、現在、保育所等の入所手続は書面により申請書や添付書類を提出していただいておりますが、保護者の利便性の向上のために、マイナポータルを利用した申請等の検討を行っているところでございます。また、こども家庭庁が検討している、先ほども述べました、オンライン化でできる保育所への入所申請について、今後、詳細な実施内容が明らかになりましたら、実施に向けた検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひ、先頭に立って、導入していただきたいというふうに思います。

るる聞いてきましたが、市長も施政方針の中で言われておりますように、子ども支援がやはり真ん中だというようなお話だろうと思っておりますので、少しでも、地域をこれから担っていく子どもさんを真ん中に置いて、安心・安全で暮らしていかれるように、力添えをどうぞお願いしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。11番 川上直喜議員に発言を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い一般質問を行います。

第1は「武井市長の市政運営について」、1点目は、地方自治の本旨と予算編成についてです。各種世論調査によれば、岸田内閣の支持率は10%あるいは20%台に急降下し、不支持率は8割台へ急上昇しています。自民党のパーティー券による裏金問題の中で、暮らしを脅かす国の悪政が進んでいます。本市は、地方自治の本旨に沿って、住民福祉の増進を図る役割をしっかりと

果たさなくてはなりません。市長の認識を伺います。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

市政運営につきましては、当然のことながら地方自治法にも述べられております、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるという認識の下、これを実現するために、本市におきましても、民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、本市の充実・発展を図ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

住民福祉の増進を図るため、地方自治法は第211条において、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない」と規定しています。本市の予算編成の仕組みとスケジュールはどうなっているか、まず、一般会計及び特別会計について説明してください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

市長の予算編成に対する基本方針を、予算規模などの骨格となる事項や予算要求を行う場合の基本的な事項を示した令和6年度予算編成方針を、令和5年8月7日に発出いたしました。その主な内容といたしましては、第2次飯塚市総合計画の都市目標像の実現につながる、「まちづくりの好循環」の形成、「子どもたちの未来を拓く 教育のまち」、「高齢者が大切にされ、活躍できる 福祉のまち」、「地元で働く場所がある 活力あるまち」、「文化やスポーツが盛んな健康なまち」を効果的、効率的に具現化できる事業については優先的、重点的に予算配分することとし、予算編成に当たりましては、財政調整基金も活用した一般財源を確保した上で予算編成を行うため、職員一人一人の情熱と創意工夫をもって、積極果敢に予算編成に取り組むことを求める内容となっているものでございます。

その後、各課からの予算要求の提出期限を11月上旬とし、その後、財政課でのヒアリング・査定を経て、令和6年1月19日及び22日の2日間にて市長査定を実施し、最終的な予算調製を行い、予算案を議会に上程しておるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

企業会計についてはどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

市長の令和6年度予算編成方針が示された後、令和5年9月22日に企業管理者名で、市長の予算編成方針を基本とした方針を示し、予算編成要領等を発出しております。企業局の上下水道事業におきましては、令和3年3月に策定いたしました経営戦略に掲げる目標を達成するための予算編成を行うこととしており、各課からの予算要求書の提出期限を10月下旬とし、企業管理課でのヒアリング・査定を経て、企業管理者の査定の後、予算原案を作成し、市長のほうに提出いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

予算編成は公正に行われなければなりません。そこで2点目は、公正性の保持についてであります。2017年2月、片峯前市長は賭けマージャン事件の後の市長選挙で、自民党副総裁の麻生太郎衆議院議員の支援を受けて初当選しました。武井市長は今回の市長選挙で麻生太郎議員の支援を受けましたか。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げます。今の質問につきましては、市の一般事務ではないため、議長において許可できません。その点ご注意ください、次の質問をお願いいたします。

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

武井市長の選挙中の討議資料に2ショットが写っていますけれども、あれは確認していただけますか。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどの質問と同様に、市の一般事務ではないと考えますので、議長において許可できません。ご注意ください、次の質問にお移りください。

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

納得がいきません。

現金による支援はあったのでしょうか。

○議長 (江口 徹)

先ほどと同じでございます。次の質問へお移りください。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

麻生派については、自民党派閥の政治資金パーティーによる裏金問題で、3月3日付「しんぶん赤旗」日曜版は、安倍派(清和政策研究会)、二階派(志帥会)だけでなく、麻生派(志公会)にも裏金議員がいたことが分かったと報じています。東京25区選出の衆議院議員で自民党幹事長代理であるとともに、麻生派(志公会)事務局長に3年前から就任しています。

ところで、武井市長は、公職選挙法違反の容疑があるとして刑事告発をされています。どういう事情なのか、市民が納得できる説明をしてください。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げます。今の質問につきましても、市の一般事務ではないと考えますので、議長において許可できません。ご注意ください、次の質問をお願いいたします。

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

ダイワボウ情報システム株式会社との協定についてです。これはどういう会社ですか。

○議長 (江口 徹)

教育部長。

○教育部長 (山田哲史)

ダイワボウ情報システム株式会社でございます。こちらのほうは設立が1982年4月、資本金が、2023年3月31日現在で118億1300万円というふうになっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

会社の概要をもう一度、丁寧に答弁してください。

○議長 (江口 徹)

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

それでは再度、まず、ダイワボウ情報システム株式会社、設立が1982年4月8日、そして代表取締役社長が松本裕之氏、事業内容はパソコンを中心としたOA機器の販売、情報処理システム・通信システムの開発と販売ということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その社長と武井市長が協定を結んだわけですがけれども、協定内容を伺います。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

協定内容でございますけれども、「飯塚市とダイワボウ情報システム株式会社とのSTEAM Lab実証研究に関する協定書」が協定書のタイトルになっております。

内容につきましては、飯塚市立鎮西小学校におけるカリキュラム開発や授業支援を実施し、充実したSTEAM教育を実現するための環境構築を目的としております。本協定書に基づきまして、ダイワボウ情報システム株式会社より提供されるICT機器等の活用を通して、STEAM教育の推進を図るとともに、1人1台端末環境下でのパソコン教室の在り方を検討し、今後のパソコン教室のモデル構築の確立を目指すものでございます。

なお、この協定の期間につきましては、令和8年3月31日までというふうになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この会社は将来の莫大な利益の第一歩となるわけですがけれども、本市の子どもたちにとってどんなよいことがあるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

STEAM教育でございますけれども、こちらのほうにつきましては、令和3年1月26日付の中央教育審議会の答申の中でも若干触れられている教育内容でございます。文系や理系といった教科の枠組みにとらわれない学習によって課題を発見したり、解決したりする能力を育成する教育方法でございますので、こういった能力が身についていくものというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

協定に至る経過を説明してください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

経過でございます。まず、令和5年6月16日に庁議室において、ダイワボウ情報システム株式会社より、STEAM教育実証研究の取組について説明を受けております。その後、学校教育課内で事業の実施や実証研究校の選定について検討を行い、学校へ打診し、学校へのヒアリングを行いました。令和5年7月28日に飯塚市立鎮西小学校の会議室において、ダイワボウ情報システム株式会社より、STEAM教育の実証研究の概要と先行して実施している自治体の取組内容の説明を受け、学校がどのようなことに取り組みたいかなどの意見交換を行っております。そ

の後、市の意思を決定するために、令和5年8月18日に事業実施について起案し、関係課の合議を受け、令和5年9月4日に決裁が完了しております。その後、おおむね月1回程度、機器構成や実証研究等について打合せを実施いたしております。その後、令和5年11月22日の教育委員会定例会において、12月補正予算の議案説明に際し、事業内容の説明を行っております。令和5年12月15日の12月議会における補正予算案の議決を受け、令和5年12月15日付でダイワボウ情報システム株式会社と協定を締結した次第でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それ以前のことがあるんですね。藤江副市長、説明してください。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

まず、5月2日の市長室でのことをご説明させていただきます。（発言する者あり）

まず、5月2日についてご説明させていただきます。当初はご挨拶ということで、片峯前市長のところに面会に来られましたが、途中でSTEAM教育の話題となりましたことから、片峯前市長が、急遽、私を呼ばれまして同席いたしました。ここでは、AIやIoTなどの急速な技術の進展により、社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日、様々な情報を活用しながら、それを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力の育成が、今後、必要であることを片峯前市長がお話されており、併せてSTEAM教育について研究するように私に指示なさいました。

続きまして、5月30日につきましては、ダイワボウ情報システム株式会社の会社概要や取組事例等につきまして説明を受けております。

続きまして、6月16日につきましては、担当部署が参加しましたことから、5月30日の説明を改めて行っていただきましたので、ダイワボウ情報システム株式会社の会社概要や取組事例等について説明を受けております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今2人の答弁では、誰が誰とというのが抜けているんですね。もう一回やり直してください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

質問議員が言われます5月2日から6月16日までの経緯、面談者等につきましては、秘書課のほうでスケジュール管理をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

令和5年4月13日に株式会社麻生情報システムより秘書課に連絡がございました。片峯前市長にご挨拶に伺いたい旨のアポイントがっております。秘書課職員が、当時の片峯市長に確認いたしましたところ、面会をされるということでございましたので、令和5年5月2日に日程調整を行っております。

その後、令和5年5月19日に株式会社麻生情報システムよりSTEAM教育に係る説明をさせていただきたい旨の連絡が秘書課にありましたことから、秘書課職員が藤江副市長に確認をし、令和5年5月30日に説明を聞くことで了承されたとともに、当時の武井教育長にもご出席いただくよう、藤江副市長から依頼をされております。

令和5年5月30日にSTEAM教育について藤江副市長、当時の武井教育長で説明を聞かれたところ、今後、STEAM教育を研究するに当たり、担当部署も説明を聞いたほうがよいとの

考えから、令和5年6月16日に再度説明の場を設け、担当部署と共に藤江副市長、当時の武井市長が出席されておるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

藤江副市長、さっきは誰が誰とと言わなかったのは、なぜですか。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

誰が誰とをなぜ言わなかったのかとのご質問に対してですが、あえて外したわけではなく、時系列で私の対応したところを答弁させていただきました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5月2日、午前、麻生情報システムとだけ会ったのではないんですか。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

繰り返しの答弁になりますが、5月2日につきましては、当初、ご挨拶ということで、片峯前市長が面会をなさいます、その話の中で、STEAM教育の話題となりましたので、急遽呼ばれて同席をいたしました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事の起こりの5月2日の午前中には、ダイワボウは来ていないんですよ。麻生グループの麻生情報システムだけ、社長と常務が来ただけでしょう、午前中。午後2時から藤江副市長と当時の武井教育長、今の市長が、教育長室で午後2時から打合せをしていますね。武井さん、その打合せの中身を教えてください。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

先ほども答弁させていただきましたが、片峯前市長よりSTEAM教育について研究するように、私にご指示がございました。その後、当時の武井教育長に、私のほうから片峯前市長のSTEAM教育に対するお考えをご説明し、教育委員会で内容について研究していただくように話をさせていただきました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言が続いております。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等も十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長、今の藤江副市長の答弁は間違いがないですか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

ございません。

- 議長（江口 徹）  
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）  
そこで、麻生情報システムという会社はどのような会社なのか、概要をお尋ねします。
- 議長（江口 徹）  
教育部長。
- 教育部長（山田哲史）  
麻生情報システムでございます。本社が福岡市早良区百道浜2丁目4-27、代表取締役が瀧中秀敏氏で、資本金は3千万円ということでございます。
- 議長（江口 徹）  
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）  
資本金は3千万円、株主は誰ですか。
- 議長（江口 徹）  
教育部長。
- 教育部長（山田哲史）  
株主までは把握しておりません。
- 議長（江口 徹）  
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）  
ホームページで確認すると、株主は株式会社麻生と書いてあります。見たことはないですか。
- 議長（江口 徹）  
教育部長。
- 教育部長（山田哲史）  
見たことはございませんでした。
- 議長（江口 徹）  
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）  
どのような会社か分からないところと、あなた方がどれだけ交渉したかということなんだけど、先ほど、るる、ダイワボウとこういう日程でやり取りしましたというけれども、何回ですか。
- 議長（江口 徹）  
教育部長。
- 教育部長（山田哲史）  
10回になります。
- 議長（江口 徹）  
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）  
その中で、一回でも麻生情報システムの社員が来ていないときがありましたか。
- 議長（江口 徹）  
教育部長。
- 教育部長（山田哲史）  
全て参加されております。
- 議長（江口 徹）  
11番 川上直喜議員。
- 11番（川上直喜）

ダイワボウの職員よりも麻生の職員が多く参加しているんですね。違いますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

質問議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なぜ麻生情報システムと契約しないんですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本事業につきましては、ダイワボウ情報システム様における事業ということでお聞きしております。麻生情報システム様のほうにつきましては、地域の協力企業ということで、これはダイワボウ情報システムに関する協力企業ということでお聞きしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長、何か言い訳したり、付け加えたりすることはないですか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

ございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

前任の片峯市長が麻生事務所に支援を求めて初当選した2年後、関の山の鉱業権と市有地の売却を麻生セメント関連事業者に求められ、地元住民や市議会が知らないうちにさっさと契約書を交わした事件を思い出すわけです。

それでは、本市幹部職員、市議会議員、その後援会責任者である業者が関わった移動式観覧席入札官製談合疑惑について、私は12月議会で武井市長の見解を求めました。市長は答弁に立たず、市民協働部長が、襟を正すことが必要、服務規程の徹底に取り組むなどと発言しました。市長としてどういう取組をしたか、市民に分かるように説明してください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

12月の取組でございますが、令和5年12月21日に幹部職員であります所属長を集めまして、所属長会議を開催しております。その中で市長からの伝達事項といたしまして、「綱紀の厳正な保持と執務姿勢の確立について」といったことを告知いたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

鎮西中学校跡地の売却については、同じく12月議会で、市議会議長が福岡地方検察庁に告訴中の市議会議員の応募申込みについて、これを受理してよいか検討したかと質問しました。行政経営部長が答弁に立ち、実施要領の規定に反していないことから、受付を行ったものであり、問

題はなかったと認識していると発言したわけです。検討したかという私の質問には答えていません。どこでどう検討したのか、この際、市長の答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

部長が答弁いたしました内容、ルールにのっとった対応を行ったということで、私も認識をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

売却相手を選ぶ選定委員会の7人に、売却金額の大幅引下げの決裁責任者であり、さきの100条調査の証人尋問により、当該市議との長期にわたる会食を認めた行政経営部長を加えたことは妥当かという質問についても、答弁がないままです。市長の見解を聞かせてください。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

検討したことはございません。選定委員会につきましては、公募前に組織しているものでありまして、公募の結果により委員を見直すことは、適当ではないというふうに考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

人件費を全て本市の補助金で賄う部落解放同盟の複数の幹部が、県道用地買収について介入した問題について、市民協働部長が、福岡県の協議記録を読んだが、用地買収を一方向的に止めさせるような、社会規範を超えた発言は読み取ることができない。以上のことから補助金を廃止することは考えていないと答弁しました。間違いないですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますとおり、令和5年12月6日の一般質問におきまして、読み取れなかったので補助金を廃止することは考えていないと答弁いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この答弁の意味は、そういう発言が読み取ることができれば、補助金は廃止するというふうになるわけですが、確認していいですか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほど答弁しましたそのような形の部分で、いわゆる社会規範を超えるような発言があった場合、そういう行為があった場合につきましては、廃止することも検討しなければならないという考えで、そういう認識で答弁をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長、今の答弁を、確認していいですか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

部長が答弁したとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨年8月4日、伊岐須会館における立食パーティーに、市部長をはじめ28人がうちそろって参加していた事実は、部落解放同盟幹部とのなれ合いの深刻さを改めて浮き彫りにしました。パーティーに参加しなかった市長ではなく、参加した総務部長が、12月議会で、飯塚市職員倫理条例により何の問題もないというような答弁をしました。こんな答弁を認めるようでは、市長の姿勢が厳しく問われると思うわけです。市長の見解を伺います。

○議長（江口 徹）

これについては市長がお答えされるべきと思いますが、いかがですか。総務部長。

○総務部長（許斐博史）

さきの議会におきましても答弁をさせていただきましたが、飯塚市職員倫理条例施行規則第4条におきましては、利害関係を有する者と共に飲食することを禁止行為としておる一方、第5条において禁止行為等の例外として、「職務上必要であり、かつ、多数の者が出席する立食パーティーその他これに類するものにおいて、飲食物の提供を受け、又は共に飲食すること」の行為はできることとなっております。よって、当団体が利害関係を有する者に当たらない職員につきましては、立食パーティーに参加することは、職員倫理上の禁止行為に該当するものではございませんので、禁止行為には当たりません。

次に、当団体が利害関係を有する者に当たる職員につきましては、職員倫理条例施行規則第4条の禁止行為がございますが、民間団体等との情報の収集や意見交換は、円滑な行政運営を図るため職務上必要であるとの判断の下から、第5条の禁止行為の例外に該当するものと判断した答弁でございます。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、認識としては部長が答弁したとおりでございますが、12月の議会でも、仕事をしていただく職員の皆さんが、法を遵守し、職務に係る倫理を保持し、またそれを阻害する行為等を受けないよう、市長としてその役割を果たしていきたいと、これからも思っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の見解というか、総務部長の答弁ですけど、その説明では、パーティーに参加した市幹部28人は部落解放同盟幹部と私的な関係にあったということ、まず認めているわけですね。同時に、そのパーティー参加が職務上の行為であったとも認めているわけですね。市幹部と補助金団体幹部のなれ合いパーティーと呼ばざるを得ないようなパーティーを、何の問題もないと言うのに、事もあるうに、市職員の倫理条例を引き合いに出すというのはどういうことでしょうか。答弁をもう一回お願いします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

さきの立食パーティー、意見交換会に出席しておる職員は27名ございます。このうち、当該団体に対して利害関係者として関係を持つ職員につきましては、5名でございます。それ以外の職員につきましては、この条例あるいは条例施行規則が規定する利害関係者にそもそも該当しないために、職員倫理条例上の適用は受けず、該当者ではないという答弁でございます。

また、利害関係者の関係を有する職員5名につきましては、先ほど申しましたとおり、職務上の必要があるものと判断し、第5条の禁止行為の例外に該当するものと判断したところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算編成に関わって、公正性が重要だということ、保持が大事だということを指摘してきたわけです。例示として、麻生グループとの関係、それから特定の市議会議員との関係、さらに補助金団体でもある部落解放同盟の幹部との関係を指摘したんですけれども、あなた方は知らないだとか、あるいは市倫理条例に照らして何の問題もないだとか言い続けて、それを武井市長が、この場で、同じだと言うわけでしょう。これは最初から、武井市長の政治姿勢が、市民の願い、あるいは福祉の増進の政策と一致するかということが問われることだと思います。

そこで3点目です。日本共産党の暮らしアッププラン提案への対応についてです。2022年12月議会では片峯市長は、増収できたものについて、市民サービスの向上に何かしら投与していきたい。昨年9月議会では、当時、市長職務代理者であった久世副市長は、参考にさせていただきながら、前向きに、早急に検討していきたいという答弁です。確かに一歩ずつ前進しているところがあります。今日のこの質問では、子育て支援に結びつく4つの点について、どう検討し、進めているのか、お尋ねします。

まず、保育料の無償化です。この間の助成拡充の経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

保育料の無償化につきましては、先進地の事例や近隣市町村の状況等の研究を続けてまいりましたが、昨年9月に「子育て支援の充実（保育料無償化）を求める請願」が提出されたこともあり、具体的な検討を始めました。その上で昨年12月上旬頃までに、本市における第2子以降保育料無償化の実施内容や影響額等について試算を行い、令和6年度予算では、第2子以降の保育料無償化を計上しているところでございます。

本市の第2子以降の保育料無償化につきましては、保育所等の同時利用やお子様の年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子として扱い、第2子以降の3歳未満児の保育料を完全に無償化するものでございます。

第2子以降の保育料無償化の影響額は、令和6年度当初予算ベースで約2億4千万円というふうになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

さらに完全無償化へ進むには、あとどのくらいの財源が必要か、試算したところをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

福祉部次長。

○福祉部次長（林 利恵）

今回予算計上しております第2子以降の保育料完全無償化の対象とならない第1子の児童までを含めて無償化を行った場合、令和6年度当初予算ベースを基に積算した影響額では、約5億1千万円となり、今回の予算との影響額との差につきましては、約2億7千万円と見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、2点目の子ども医療費の無償化の本市における制度拡充の経過と背景を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

本市におきましては、平成28年10月から、入院に関しましては中学生までであったものを18歳年度末に、入院外（通院）に関しましては小学3年生までであったものを小学6年生までに拡充しております。加えて、入院外につきましては、令和2年10月から、中学3年生まで拡充しております。

また、県におきましては、平成28年10月から、それまで乳幼児医療として小学校就学前までであった対象範囲を、子ども医療として小学6年生まで拡充し、令和3年4月からは入院・入院外ともに中学3年生まで拡充しております。

このような拡充の背景としましては、入院に対する助成を入院外より早く拡充をしておりますが、子どもの入院に関する経済的・精神的負担の軽減を図ってきたと認識をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議会は12月定例会において、子ども医療費について高校生相当の年齢の年度末までの完全無償化を求める請願を賛成多数で採択しました。市長はこの請願採択をどう受け止めていますか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

12月議会で採択されました請願につきましては、真摯に受け止めているところでございますが、一番の問題は財源面だと考えております。県の助成制度がございしますが、県の枠を超えた部分については全て本市の一般財源となります。一度、無償化にしてしまうと、恒久的な事業となりますので、将来的に持続可能かどうかの見極めを行う必要があると考えているところでございます。

また、仮に無償化を実施すると決定いたしましても、条例改正の準備、医療機関の調整や市民への周知と、一定の期間がかかるわけでございます。すぐに実現できる事業ではございませんので、ご理解をいただければと思うところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

財源はどれぐらい必要ですか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和3年度実績で、中学生までの無償化で約6千万円、18歳年度末までの無償化で約1億3千万円と、以前答弁をしておりましたが、令和4年度では約1億3700万円となっております。

す。さらに今年度におきましては、過去最大の医療費の伸びとなっております、これを上回る見込みとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

税収も伸びるわけですよね。

それで、市長は、すぐには無理だと言われたんだけど、すぐでなければ、いつ頃の目安がありますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほど市長もおっしゃいましたが、財源の問題等々もございますし、例えば、実施する場合に当たっては、条例改正等々の事務処理手続もございますので、他の自治体の状況も鑑みながら検討していきたいと、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議会の多数が請願を採択したわけですので、財源措置について市長と協議が必要であるとはいえ、議会が議員提出議案を出して可決成立させるという方法もあるだろうと思います。

学校給食費の無償化については、どういう検討をしていますか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

学校給食費の無償化についての検討でございますが、学校給食費につきましては、既に経済的に厳しいご家庭のお子さんからは徴収しないよう、本市はしておりますし、生活保護世帯だけではなく、就学援助ということで、お子さんたちに対して負担感を持たせないように、生活保護費の約1.5倍という高い水準で無償化を実施しており、学校給食費について無償化するというふうな考えはないことから、無償化に対する検討のほうは行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

必要な財源の検討もしていませんか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

財源の検討ということはいたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

検討していなくても分かるでしょう。幾らですか。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和6年度予算案のベースでいきますと約3億1600万円、細かく言いますと3億1600万6125円ということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

児童クラブ利用料の無償化についてはどうのお考えか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

児童クラブ利用料につきましては、現在、保護者の方に月額4千円を負担いただいております。減免につきましては、生活保護世帯への全額減免、ひとり親世帯及び非課税世帯への半額減免、きょうだいにおきましては、2人目が100分の25の減免、3人目以降は全額減免と、条例で定める要件に基づき減免を行っておりますところから、現行以外の減免については現時点では考えておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長、今4つ、子育て支援に結びつく提案に必要な財源についてもお尋ねしましたが、一般会計が今年度は800億円を超えるわけですけれども、1%の工夫で、実現できるくらいのことではないかと思うんですね。ぜひ検討してもらいたい。

一方で4点目ですが、市長の選挙公約についてです。生活応援クーポン券の再発行について、12月議会では検討中とのことでしたが、当初予算には計上していない。市長はどういう判断をしたのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

予算案の編成に当たりましては、市長の選挙公約やマニフェストで市民に約束した政策、市における各種の計画、その他の中長期的に継続して実施していくべき政策実現に向けた施策、市民から実現を求められている行政課題を実現するための施策など、市はたくさんの課題を抱えているところでございます。

その政策に広い視点から、その中の緊急性、必要性、また、執行可能かどうかの財源総額を推計いたしまして、健全な財政構造を保ち、その事業に充当できる一般財源総額等を把握した上で、優先度の高いものから順次計上していくべきものと考えておるところでございまして、その上で、現在、生活応援臨時対策室で非課税世帯への7万円給付、また、住民税均等割のみの課税世帯への10万円給付事業が行われておるところでございます。

さらに、本年6月頃には定額減税（所得税3万円、住民税1万円）の事業が予定されており、公約に掲げております生活応援クーポン券の再発行につきましては、国の経済対策の支援が行き届いた後、金額等は未定ではございますが、その制度も含めまして、限られた財源の中で適切な時期に実施したいということで、今回の当初予算には計上いたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長の判断をお尋ねしました。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

質問者がおっしゃいますように、公約の中で掲げたものでございますが、私の公約全般では、

飯塚市の未来をより豊かなものにするために、4つのまちづくりを柱としたまちづくりに取り組むということで掲げております。ご紹介させていただきますと、1つは、未来を担う子どもを育む教育のまち、2つは、高齢者が安心して暮らせる福祉のまち、3つは、地元で働く場所がある活力あるまち、4つは、文化やスポーツが盛んな健康なまちでございます。こういう柱となるまちづくりの取組をさらに加速させて、市民の皆さんが住みたい、住みつづけたいと実感していただけるようなまちづくりを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

そのため、今回の当初予算では、この4つの柱に重点を置いて配分をいたしました。そして、国、県の経済対策の支援も踏まえ、効果的に具現化できる事業を優先的に実施してまいりたいと考えたところでございます。先ほど、行政経営部長のほうが答弁を申しましたが、当初予算では予算化していない事業につきましても、国による経済対策が現在行われておりまして、その支援が行き届いた後に、具現化できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、武井さんの公約はそのようには聞きませんでしたね。選挙公報の4つの柱の1番目は、何ですか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

ご質問いただいている生活応援クーポンの件だったというふうに記憶しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2番目の柱の第2子以降保育料の無償化については先ほどお話がありました。3番目の柱の住みつづけたいまちづくりの推進についてお尋ねします。どういうことになりますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

住みつづけたいまちづくりを推進するということにつきまして、まず、元気で長生きできる環境づくりに努めますという形で、フレイル予防・対策についてご答弁させていただきます。武井市長の公約、住みつづけたいまちづくりを推進における、元気で長生きできる環境づくりに努めること、フレイル予防・対策につきまして、本市では第2次総合計画におきまして、「すべての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせるまち」を目指し、様々な施策に取り組んでおりまして、施策を実現するための基本事業の一つといたしまして、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを掲げております。高齢者が元気で長生きできる環境や、元気な高齢者が地域の様々な活動の担い手として社会参加し、活躍できる環境をつくるのが大切であり、フレイル予防・対策など介護予防事業の実施によりまして、健康寿命の延伸を目指して各種事業を実施しているところでございます。

フレイル予防事業につきましては、介護予防事業の一環といたしまして平成29年度から実施しておりまして、栄養、身体活動、社会参加を推進することに取り組んでおりますが、いまだフレイルという言葉が認知されていない無関心層の方々にどのように周知、普及していくかということが、現在、課題でございます。市報やSNSなどを活用いたしまして、周知のほか、健康展、またイオンでのフレイル予防啓発イベントなどを積極的に活用しまして、フレイル予防事業の普及・啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

住みつけたいまちづくりの推進における、バリアフリーの充実に関連した事業といたしましては、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、公共福祉増進に寄与することを目的として、飯塚市移動等円滑化促進方針に基づいて事業を推進しております。さらなる推進をしていくものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4番目の柱、地場産業への支援のうち、運送業への補助制度はどうですか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

運送業に対する補助制度につきましては、食品を中心とする物価高騰や円安が家計に打撃を与えることを考慮し、ガソリンや灯油などの燃料油の価格高騰を抑制する補助金について、4月末の期限を延長する方向で政府が検討に入ったとの報道もっております。支援制度につきましては、国、県の経済対策の動向を注視しながら、適切な時期に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4千万円ですね。

農畜産業に対し、高騰する生産資材や飼料代等の補助制度はどうですか。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

農畜産業への補助制度につきましては、12月の議会でも答弁いたしておりましたように、本市の農業振興並びに農業者の営農継続を図るためには、早急な経営支援も必要であると考えており、検討を進めておるところでございます。支援制度につきましては、国、県の経済対策の動向を注視しながら、先ほどと同様に適切な時期に実施できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の物価高騰対策に関する臨時交付金の活用の対象だったはずですが、別のものに使ってしまったんですか。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

今年度交付されました臨時交付金につきましては、令和6年度に全て繰越しをしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

活用できるということですね。

第2は、「安心と福祉のまちづくりについて」、1点目は防災対策です。能登半島地震から

2か月です。原子力発電所のある地域を含めて、今後、巨大地震が発生することが指摘されています。本市の地域防災計画の見直しの検討はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市地域防災計画につきましては、「市の処理すべき事務又は業務を中心とし、関係機関等が分担し処理すべき事務・業務又は任務を明確にした指針とするもの」でございます。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境に合わせた本市独自の計画でありますことから、国、県の動向を踏まえた見直しを行っておるところでございます。

また、能登半島地震を捉えまして、巨大地震に対する見直し等でございますが、代表質問の際にも答弁をいたしました。当市の大規模地震に対する想定につきましては、西山断層帯を想定したものでございますが、能登半島地震を含みます大規模地震、南海トラフ等もございますが、これらの地震への対応につきましても、今後の国の中央防災会議等における様々な課題把握や、その内容を確認しながら調査・研究、さらには見直し・検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

避難所の整備について、検討課題を伺います。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市では大規模災害時におきまして、指定緊急避難場所として36か所、また、指定緊急避難場所以外の避難所として33か所、計69か所を災害応急対応の避難施設として指定をいたしております。

また、平成24年3月に福岡県が作成しました地震に関する防災アセスメント調査報告書に基づいた被害想定を基に、令和4年3月に策定した飯塚市備蓄基本計画において、市民備蓄、公的備蓄、流通在庫備蓄、他市町村の支援物資、県の支援物資、国のプッシュ型支援物資として7項目の区分に分類し、それぞれの位置づけを基に、関係機関・団体等との連携体制の構築や連絡体制の確認等を行っております。

避難所に対する課題につきましては、まずは場所の問題、それから備蓄の問題、さらには避難所への避難路の整備、こういったものを課題として認識をいたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

新体育館の役割を伺います。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

総合体育館につきましては、整備方針の一つに、「災害時に避難施設として安全で安心な体育館」として整備をいたしております。大空間を有していることから、多くの避難者を受け入れることができ、各室によって避難弱者にも対応が可能です。空調機能も当然有していることから、夏季、冬季の避難にも対応が可能です。また、設置設備といたしましては、災害時の停電に備え自家発電設備を設置しております。屋上には太陽光発電設備を設置いたしま

すとともに、建物地下に雨水貯留槽を設置いたしまして、トイレ水洗に活用する機能も有しております。

また、体育館周辺におきましては、大きな駐車場を完備いたしておりまして、併せてグラウンドもあることから、車中での避難など多くの避難シチュエーションに対応が可能であると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

巨大地震で壊れない保証はありますか。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

大規模地震の想定にもよりますけど、この新体育館建設時には、そこら辺も十分に考慮した上で建設をしているという形で認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

震度どれぐらいを対応するようになっているんですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

新体育館にかかわらず現在の公共施設、建築物につきましては、耐震の基準に基づいた設計を行っております。ただし、今、質問議員がおっしゃられる震度何まで耐えられるかというところまでは、すみません、把握しておりません。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

新体育館につきましては、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標として、震度6強の震度に耐え得る構造となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

57億円の体育館の耐震強度が分からなかったと。

新体育館に向かう市道と交差するJRの浦田ガードの耐震強度をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、質問議員がおっしゃられる鉄道橋につきましては、JR九州が管理している鉄道橋でござ

います。名称は三反牟田架道橋でございます。通称、浦田ガード下と呼ばれているところがございますが、鉄道橋の下を通る市道名につきましては、本谷・篠田線でございます。鉄道橋の耐震性ということなんですけども、JR九州により管理されておりますので、市のほうでは把握しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

把握してください。

医療体制はどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

大規模災害時の医療体制でございますが、医療救護体制の整備につきましては、医療救護班の整備、保健福祉環境事務所等との連携強化、医師会等との連携強化、救急救命士の養成、長期的医療体制の整備等を推進することといたしております。大規模災害等の発生時には、医師、薬剤師、看護師等で構成された医療救護チームの編成、指定避難所等や災害現場に近い公民館、集会所等における医療救護所を設置し、災害救助法事務主幹であります福岡県との連携を行い、福岡県災害時医療救護マニュアルに基づき医療提供及び救護を行うこととなっております。

今後につきましても、飯塚地区消防本部をはじめ、連絡体制の確認や図上訓練の実施など、関係機関・団体と連携強化を進めてまいります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自衛隊飯塚駐屯地は核戦争が起きても、生物化学兵器の攻撃があったとしても耐えられる地下強靱化対策の対象になっています。この大規模災害の折の自衛隊との関係はどうなっているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市地域防災計画におきます自衛隊との関係でございますが、自衛隊は大規模災害などに対して、人命または財産の保護のため必要があると認められる場合には、都道府県知事等の要請に基づき、防衛大臣またはその指定する者の命令により派遣され、捜索、救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行うこととなっております。当市に大規模災害が起こった場合にも、同様の支援を行っていただくようにいたしております。

なお、飯塚市地域防災計画における自衛隊の業務の対応といたしましては、「災害派遣の計画の策定に関すること」、「地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること」、さらに災害対応といたしまして、先ほど申しました「災害応急対策の支援、協力に関すること」と定めております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自衛隊のOBに来ていただいている防災危機管理監の役割をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市防災危機管理監は、平成26年8月から、地球温暖化等の影響による大規模な自然災害の発生が危惧された中で、災害に即応できる組織体制の強化並びに防災及び危機管理に関する重要施策の実効ある推進のため、専門知識と豊富な経験を有する防災危機管理監を設置しております。一定期間に専門的な知識、手法等を伝授し、職員の意識の高揚を図ることを目的として、飯塚市一般職の任期付職員の採用に関する条例及び飯塚市防災危機管理監設置要綱に基づき設置を行っておるものでございます。

任用の開始は平成26年8月からとなっており、これまで3度の期間延長を経て、令和5年8月からは新しい管理監が交代・着任をいたしております。引継期間となる昨年8月から10月末までは、一時的に重複した任用でございましたが、現在は新任者による1名体制となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

民事の視点のみで仕事をするようになってきているのか、それとも軍事の視点を市役所に持ち込むこともあるというようなことになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現在、飯塚市防災危機管理監は退職自衛官を雇用しております。退職自衛官は勤務で培った防災・危機管理に関する知識や経験を有しており、地方公共団体の即戦力として活躍できること。防災訓練時や災害発生時に自衛隊と連携強化が図れること。専門的な知識・経験をもって防災計画の作成や訓練計画の実施が円滑にできることが大きな目的でございます。質問議員が言われます軍事的な役割といったものについてはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2点目は、自然環境保全についてであります。まず、土砂埋立て及び盛土についてです。筑穂元吉の野見山産業による土砂埋立ては、土砂搬入中止とともに、無許可区域に持ち込んだ膨大な土砂の撤去、防災工事を行えとする知事命令は、履行期限を超えて既に9か月目に入りました。現状はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

進捗状況といたしましては、浦田区側ののり面整形及び緑化、沈砂池のしゅんせつについては行われておりますが、土砂搬出については遅れている状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

集中豪雨の季節までに完了しますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

集中豪雨の季節までに防災工事を完了させるために、現在、是正に向けて、少しずつではございますが、作業を進めさせているところでございます。今後も県とともに強い指導を継続してまいりますと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ずっと、それなんですよね。野見山産業の敷地内における用地造成工事は、知事許可と着工から6年目です。今なお土砂の出し入れが続いています。先ほど指摘した土砂搬入中止命令の後、特に激しくなっています。この土砂の出し入れは用地造成工事なんですか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今の野見山産業の敷地内にある用地造成工事につきましては、都市計画法第29条に基づき、有限会社中尾建設から飯塚市筑穂元吉872-33において、地域密着型通所介護施設用地造成の目的で、平成30年11月27日に開発事前協議書が提出されております。その後、平成30年12月4日に開発事前審査会を開催し、平成31年3月6日に開発許可申請書が提出され、令和元年6月27日に福岡県から開発行為の許可通知書にて許可されておるところでございます。

その後、令和元年10月24日、令和2年1月22日、令和2年5月21日、令和2年8月18日、令和2年10月30日、令和4年1月28日、令和4年6月29日、計7回、県と市合同で現地立入りを実施しており、改善箇所がある場合は改善指示をしております。

また、令和元年11月3日には地元の住民の方と市で現地立入りを実施しており、現状確認と改善指示を行っております。現地立入りの際には、チェック表を作成し、計画図面を基に盛土の位置、のり面の状況、転圧状況、構造物の位置や延長、土砂の流出状況等を確認しております。主な改善指示としましては、仮置きとしております高盛土にしている状況でしたので、県と市で土砂を計画高さまで下げる等の是正指示を行っております。

直近では、令和5年10月6日、10月23日、令和6年2月2日に市で現地確認を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入れた土砂をなぜ出すんですか。これは用地造成工事かと聞いているわけです。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

許可権者である県に確認しましたところ、造成工事の途中だというふうなところで、その行為については指導する根拠がないというふうに考えております。ただし、今、質問議員がおっしゃられる高盛土につきましては、市として是正について求めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が聞いているのは、土砂を出す行為は用地造成工事かと聞いているわけです。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

土砂を搬入、そして出す行為というのは、それぞれ工程によって違うと思うんですけども、出す行為も造成工事の一つじゃないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

何に基づいて答弁しましたか。

○議長 (江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

造成現場を常に我々も見ている状況ではございませんけども、その図面を基に確認している状況ではございませんけども、一般的に造成工事する場合につきましては、土砂の搬入であったり、切った土砂を搬出するというふうな行為があるのかなというふうに思料しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

根拠はないけど想像で答弁したということが分かりました。現場を見てください。

龍王山麓の大日寺の谷間に不法投棄された土砂は、その後どうなっていますか。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

大日寺の谷間に投棄された分については、令和3年12月に指導勧告文書を発出しておりまして、その土砂流出の防止対策の一つとして、事業者がフェンスを設置している状況でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

当初の福岡県の業者に対する指導目標は何でしたか。

○議長 (江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長 (福田憲一)

県の指導ということですが、県の指導というよりは、私どもが事業者に対して申し上げたのが、土砂流出の防止等の対策の措置を講じること。それと、事業を行うのであれば、飯塚市自然環境保全条例に基づく事業計画の届出を行うこと。もう一つが、飯塚市及び福岡県を含む関係機関と情報共有を行うことということで申しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

もともと不法投棄ですから、全量撤去を指導したんですよ。ところがいつの間にか、あなたが今答弁したようなことになっていて、事実上放置されて、この不法投棄が容認されているという仕組みになっているわけですね。

それで、白旗山のメガソーラー開発では各所で盛土が行われた模様であります。B調整池側の新相田自治会18組周辺では、福岡県が認め、本市が容認した盛土が行われ、土砂災害が発生しました。市有地の素掘りの危険な溝は、いつまであのままにしておくのか。

また、A調整池ののり面の崩壊の危険性のチェックをどのように行っているか、お尋ねします。

○議長 (江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

まず、素掘りにつきましてお答えいたします。当該水路につきましては、これまで市の職員による空き地の草刈り作業の際に、確認することとしておりましたが、再度、地元自治会長と協議

を行ったところ、今年度中に水路の形状を維持補強するため、張りコンクリートを実施する予定となっております。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

のり面の危険性のチェックということですが、これは従前にも申し上げましたが、関係法令に基づいて事業者が通常の維持管理については行われておりますので、また何かあれば、県からも情報提供があったりというふうなことがあるかと思いますが、今のところそういうことがあっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その県が問題なんですね。そのことについて、さらに質問していきます。宅地造成等規制法が、昨年、宅地造成及び特定盛土等規制法へ改正されました。どのように受け止めていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

令和3年の熱海市での土石流災害が発生したことや、近年、全国各地で盛土による災害が発生したことを踏まえて、国が全国一律で包括的に規制できるよう法改正に動いたものという認識でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この改正に伴い、昨年5月、「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」が策定されました、国において。第4編に「関係部局等との連携」があります。主な項目を示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

主な項目ということですが、まず都道府県等と市町村間の連携についてとありまして、関係部局との連携の在り方や、連携についての必要な手続について記載がされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4編の8ページに記述があります。紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

まず、「都道府県等と市町村間の連携」ということで、ちょっと読み上げさせていただきます。「不法・危険盛土等の行政対応に当たっては、盛土規制法の執行権限を有していない市町村の役割も重要である。日常的な取組では、基礎自治体である市町村は地元の実情に精通していることから、不法・危険盛土等の発見・監視が期待される」ということが記載にあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

発見後はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

発見後は、例えば、住民からの通報を受けた場合など、発見後は速やかに都道府県に通報するなどとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

都道府県と管内市町村間の連携というところがあって、連携に関する手続はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

連携の手続につきましては、「規制区域の指定に必要な情報の確認や既存の盛土等の分布状況を把握し盛土等が行われた土地の安全性の確認を行う基礎調査を実施した後、都道府県は速やかに市町村に対し、基礎調査の結果を通知することとしている。また、都道府県が規制区域を指定しようとするときは、関係市町村の意見を聞かなければならないとともに、関係市町村は、規制区域を指定する必要があると認めるときは、その旨を都道府県に申し出ることができる」となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日常的な取組についても記述があります。紹介してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

「日常的な取組として、定期的に関係者による連絡会議を開催するとともに、盛土等の許可・届出の手続情報やパトロールの実施状況等について、日頃から情報共有を行うほか、監視・発見のためのパトロールについても連携して行うことが重要である。特に、基礎自治体である市町村は地元の実情に精通しており、盛土規制法に基づき盛土等の災害防止に関し都道府県知事に意見を申し出ることができることが規定されていることから、住民からの通報を受けた場合や違法性・危険性の疑いのある盛土等を発見した場合は、都道府県に速やかに通報するなど、市町村から都道府県等に積極的に働き掛け、早期発見に努めることが重要である」と記載があります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

では、違法性、危険性のある盛土等の対応については、どうなっていますか。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

「違法性・危険性の疑いのある盛土等の対応にあたっては、行為者等の把握や危険性がないか確認を行うなど、発見後の現状把握等を迅速に実施することが重要であり、機動的な対応が可能である市町村の積極的な関与が重要である」と書いてあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

廃棄物の不法投棄対策においては、地方自治法第252条の17第2項により、「市町村職員にも廃棄物処理等に基づく立入検査の権限を与え、躊躇なく機動的な立入検査を可能としている地方公共団体もある」と書いていますね、説明してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

「盛土規制法の執行権限を有していない市町村の職員は、盛土規制法に基づく立入検査ができず、よって、適切なタイミングで現状把握等が実施できないおそれがある。このような課題に対応するため、廃棄物の不法投棄対策においては、地方自治法252条の17第2項に基づく職員の派遣を活用し、市町村職員に都道府県職員を併任させる方法により、市町村職員にも廃棄物処理等に基づく立入検査の権限を与え、躊躇なく機動的な立入検査を可能としている地方公共団体もあるので参考にされたい」と記載がございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今聞いていたか分からないけど、県知事に市長が求めることによって、県の事務の一部を、権限の一部を、市が、市長が持つことができるんですよ。これに基づいて、先ほどから県が仕事しない、県が仕事しないというのは明らかになっているので、飯塚市が市民に一番近いんだから、市長の責任で、やらせてくれというふうに県知事に要望してもらえませんか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

る、ご質問とご答弁を申し上げているところでございますが、引き続き状況把握に努めるとともに、県との連携をしっかりと今までどおり図っていくということもあります。ご指摘のように、そういう必要な事態になれば、おっしゃるようなことも検討してまいりたいと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今が必要なときだと思っております。それで、飯塚市自然環境保全条例の第14条以降について説明してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

説明させていただきます。第14条に、不適正な事業活動の防止がございます。これは全文よろしいですか――、（発言する者あり）はっきり答えていいですか――、（発言する者あり）

「第14条（不適正な事業活動の防止）市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、自然環境の変化に注意を払うよう努めるとともに、関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 市民は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、できる限り周辺環境に注意を払うよう努めるとともに、不適正な事業活動を発見したときは、直ちにその旨を市又は関係機関へ通報するよう努めなければならない。

3 市長は、不適正な事業活動が行われ、又はそのおそれがあるときは、直ちに現状の調査を行わなければならない。

4 市長は、不適正な事業活動を確認したときは、不適正な事業活動を行っている者に対し、

適切な措置を講ずるよう求めなければならない。

第15条（報告及び立入調査）市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、事業者に報告を求め、又は当該職員に事業に係る土地への立入調査を行わせることができる。

2 前項の立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第16条（指導及び勧告）市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し必要な指導又は勧告をすることができる。

（1）第7条の届出を怠った場合

（2）第7条の事業計画に明示されていない事業を行っている場合

（3）第11条第1項又は第5項の説明会を開催しない場合

第17条（必要な措置等）市長は、第14条第4項の求めに応じない場合は、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、事業者が前項の命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るために必要な措置を講ずるものとする。

第18条（公表）市長は、第16条の勧告に事業者が応じない場合又は次の各号に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（1）第12条第5項の規定による事業計画の変更の求めに応じない場合

（2）第15条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の調査を正当な理由なく拒み、若しくは妨げた場合

（3）第17条第1項の命令に従わない場合

以上でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長、県知事がタイミングを見計る必要がなくて、市長権限でできるということが分かったでしょう。

それで、潤野牟田の市が管理する大牟田ため池は、水路から流れ込む土砂が堆積し、環境に悪影響を与えています。現状を確認していますか。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、ご質問のため池につきましては、主に道路側溝にたまった土砂が、降雨等により上流からため池に流入し、土砂が徐々に堆積した状況となっております。ため池の堤体部分及び一部周辺家屋裏の伐採につきましては実施しているところでございますが、土砂撤去につきましても、工事に要する費用が多額となることから工事実施には至っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は5年前、2019年9月議会で原因究明と改善を求めました。この間の市の対応を伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

5年前の質問者の原因究明と改善、そのときの対応としましては、まず、環境整備課職員と農業土木課職員で現地確認を行って、水路が白く濁っていたという現状を見まして、福岡県の監視指導課のほうに情報提供を行い、監視指導課のほうが対応を図っているという認識でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

よく分からないということですね。市条例第15条に基づいて立入調査を行うべきだと思います。答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほどの都市建設部長の答弁にもありましたけど、私どもがその現状を知り得たのが数日前に現状の情報提供がございましたので、現地確認を行っております。行った後に、県のほうに出向く予定としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次は、大将陣公園横において感染性医療廃棄物を焼却処分する計画についてです。昨年6月議会において、私は事業概要を示し、当時の片峯市長に認識を尋ねました。市長がゆゆしきものと答弁した内容を正確に示してください。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

片峯市長の答弁でございます。「この当該地は、桂川町にとりましてもスポーツ施設に隣接しているところであります。本市にとりましても、公園のすぐそばであり、そしてなおかつ、現在、高齢の方々の健康づくりのためのグラウンドゴルフ場を計画、設計している場所でもあります。そういう場所でもありますので、民間のすることとはいえ、私どもとしては、非常にゆゆしいものだというように話をしています。ただ、部長も答えましたとおり、許可権者が県であり、そして当該地は桂川町です。しかしながら、隣接地である本市にも、これについて意見を述べる責任と権利がございますので、それをしっかり踏まえながら、桂川町と情報共有をしっかりと図りながら、特に計画立ての段階で後手に回らないように、今後しっかりと対応していきたいと思っております」と述べられております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民生活と市の事業に大きく関わるとの指摘です。市役所として、どの課が、いつ計画地に行って視察したかを伺います。

○議長（江口 徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

すみません。いつ、どの課がということではよろしいでしょうか。（発言する者あり）

この計画を私どもに情報提供があつて知り得た段階以降、定期的に環境整備課のほうで現地を確認に行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

よく分からないわけですよ。武井市長は現地に行かれましたか。

○議長（江口 徹）

武井市長。

○市長（武井政一）

まだ行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

行ってください。

次は、明治抗周辺の環境整備についてです。昨年9月議会の一般質問でお尋ねしました。その後の改善状況を伺います。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

昨年9月の一般質問後、現地を確認させていただきまして、周辺住民の生活環境に支障を来さないように、地区内で最も改善が必要と思われる箇所の雑木等の伐採を、12月補正予算にて要求をさせていただき、先月、伐採を完了しております。

令和6年度の計画につきましては、明治第1自治会内の住宅裏ののり面工事1件、住宅裏の樹木伐採1件及び明治第1・第2自治会内の急傾斜地の草刈りを計画いたしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

老朽空き家対策の進行状況をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

9月の一般質問以降、改めて現地調査の実施をいたしております。9月議会にて空き家戸数について答弁させていただきましたが、その際の空き家戸数の数え方といたしまして、1棟建ての長屋の中にある個別住戸が全て空き家の場合は、1戸と計上し数えておりました。今回の調査では、1棟だけの長屋の各住戸を個別に調査を行って、明治第1で31戸、明治第2で36戸の住戸空き家があることが分かりました。そのことで、全体空き家戸数は67戸あることを確認いたしております。所有者の特定に至っていない空き家並びに今回の調査にて空き家として確認しました住戸につきましては、税務課への照会や法務局への調査を実施しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市有土地賃貸借契約の状況を、明治第1、明治第2ごとに伺います。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

明治第1自治会につきましては、住居総数85戸のうち、個人所有地10件を除いた75件中、契約戸数は47件、未契約数は28件となっております。

また、明治第2自治会につきましては、住居総数130戸のうち、個人所有地9件を除いた121件中、契約戸数は94件、未契約数は27件となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

契約書の第7条（貸付地の返還及び原形復旧）に該当する状況にある件数を教えてください。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

大変申し訳ございません。件数については、現在、把握いたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後のこの地域の生活環境改善のために空き家対策は非常に重要と思います。どう考えておられるか、答弁をお願いします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今、質問議員がおっしゃられている空き家対策につきましては、引き続き、所有者調査等を行いながら、特定空家にならないように管理をしていただくというふうなことを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第7条との関係で飯塚市が該当する場合、撤去できる条項があります。民法上の権利関係があるので、弁護士との関係で調べるということでしたので、結果を教えてください。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員、発言時間が終了しておりますので、ご了承をお願いいたします。（発言する者あり）申し訳ありません。終了しておりますので、ご理解ください。

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、3月4日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時35分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 26名 )

1番	江口	徹	14番	石川	華子
2番	兼本	芳雄	15番	永末	雄大
3番	深町	善文	16番	土居	幸則
4番	赤尾	嘉則	17番	吉松	信之
5番	光根	正宣	18番	吉田	健一
6番	奥山	亮一	19番	田中	博文
7番	藤間	隆太	20番	鯉川	信二
8番	藤堂	彰	21番	城丸	秀高
9番	佐藤	清和	22番	秀村	長利
10番	田中	武春	23番	小幡	俊之
11番	川上	直喜	24番	金子	加代
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満

( 欠席議員 1名 )

26番 瀬戸 元

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

都市建設部次長 臼井 耕治

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 中村 章

副市長 藤江 美奈

企業局次長 今仁 康

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 林 利恵